

町田市教育委員会第12回定例会

日 時 2019年3月1日(金) 午前10時

場 所 第3、4、5会議室

議 題

1. 月間活動報告

2. 議案審議事項

議案第30号 町田市教育委員会の事務に係る個人番号及び特定個人情報の利用等に関する規則の制定について

議案第31号 都費負担教職員の表彰及び感謝状の贈呈について

議案第32号 第4期町田市生涯学習審議会委員の解任について

3. 臨時代理報告

臨時代理報告第10号 町田市教育委員会児童生徒表彰対象者の追加に係る臨時代理の報告について

臨時代理報告第11号 校長、副校長の任命(転任・新任)に係る内申の臨時代理の報告について

4. 報告事項

- (1) 町田市就学援助費支給要綱の一部改正について 《学務課》
- (2) 町田市就学奨励費支給要綱の一部改正について 《学務課》
- (3) 2018年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について 《指導課》
- (4) 「町田市生涯学習推進計画 2019-2023」について 《生涯学習センター》
- (5) 「第8回まちだ図書館まつり」の開催について 《図書館》
- (6) 大日本タイポ組合展 「文ッ字^{もっじ} -いつもの文字もちょッと違って見えるかも-」の開催について 《図書館》

主 な 活 動 状 況

2019.2.1～2019.2.28

期日			活動内容	坂 本 教 育 長	佐 藤 委 員	森 山 委 員	八 並 委 員	坂 上 委 員
月	日	曜						
2	1	金	教育委員会第11回定例会	○	○	○	○	
			2018年度町田市中学生職場体験功労事業所等感謝状贈呈式及び第17回町田市中学生職場体験推進協議会	○	○	○	○	
2	3	日	第10回中学生東京駅伝大会(武蔵野の森スポーツプラザほか)	○	○		○	○
2	4	月	市教委訪問(町田第六小学校)	○				
2	6	水	町田市公立小学校教育研究会 研究発表会(町田市民ホール)	○			○	○
2	7	木	校長役員連絡会	○				
2	8	金	町田市立中学校特別支援学級スポーツ交流会(町田市立総合体育館メインアリーナ)	○			○	
			研究発表会(鶴川第一小学校)	○	○			
			東京都市町村教育委員会連合会 平成30年度研修会(東京自治会館)				○	
2	12	火	加古川市教育委員視察対応	○				
2	14	木	定例校長会	○				
			研究発表会(木曽中学校)	○	○		○	○
2	15	金	市長・教育長学校訪問(町田第四小学校)	○				
			研究発表会(鶴川第二小学校)	○	○	○	○	○
2	16	土	小学校科学教育センター閉講式(教育センター)	○	○		○	○
2	18	月	第2回総合教育会議	○	○		○	○
			学校支援ボランティア感謝状贈呈式(町田市民フォーラム)	○	○		○	○
2	20	水	市議会本会議(3月補正予算提案理由説明・常任委員会)	○				
2	21	木	第48回町田市学校保健大会(町田市医師会館)	○				
2	22	金	市議会本会議(3月補正予算採決・施政方針・新年度議案説明)	○				
			2018年度町田市公立小学校長会研究発表会		○		○	
			第四回小P連「まちだ42」情報交換会(教育センター)		○			
2	23	土	町田市障がい者青年学級成果発表会(土曜学級)(生涯学習センター)	○				○
2	24	日	町田市障がい者青年学級成果発表会(ひかり学級)(生涯学習センター)				○	

議案第30号

町田市教育委員会の事務に係る個人番号及び特定個人情報の
利用等に関する規則の制定について

上記の議案を提出する。

2019年3月1日提出
町田市教育委員会
教育長 坂本 修一

(提案理由説明)

この規則は、町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例第6条の規定に基づき、町田市教育委員会が行う事務に係る個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関し必要な事項を定めることを目的として、制定するものです。

別紙のとおり、町田市教育委員会の事務に係る個人番号及び特定個人情報の利用等に関する規則を制定したい。

なお、制定の概要は、次のとおりです。

1 制定理由

この規則は、町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例第6条の規定に基づき、町田市教育委員会が行う事務に係る個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関し必要な事項を定めることを目的として、制定するものです。

2 要旨

個人番号を利用する事務及び特定個人情報の提供を受けられることができる事務を就学援助費及び就学奨励費の申請に関する事務とします。

3 施行期日

平成31年4月1日から施行します。

町田市教育委員会の事務に係る個人番号及び特定個人情報の利用等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例（平成27年12月町田市条例第50号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、町田市教育委員会が行う事務に係る個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例別表第1の教育委員会規則で定める事務)

第2条 条例別表第1の8の項の教育委員会規則で定める事務は、町田市就学援助費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第3条 条例別表第1の9の項の教育委員会規則で定める事務は、町田市就学奨励費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

(条例別表第3の教育委員会規則で定める事務)

第4条 条例別表第3の1の項の教育委員会規則で定める事務は、第2条に規定する申請に係る事実についての審査に関する事務とする。

第5条 条例別表第3の2の項の教育委員会規則で定める事務は、第3条に規定する申請に係る事実についての審査に関する事務とする。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

議案第32号

第4期町田市生涯学習審議会委員の解任について

上記の議案を提出する。

2019年3月1日提出
町田市教育委員会
教育長 坂本 修一

(提案理由説明)

本件は、第4期町田市生涯学習審議会委員15名のうち、「生涯学習又は社会教育に関する関係機関の代表」2名について、選出団体からの申し出により、委員を解任するものです。

なお、後任については、各団体からの推薦があり次第、委嘱するものとします。

1. 解任

選出区分	氏名	所属・選出団体	解任日
生涯学習又は社会教育に関する関係機関の代表	ふくはら のぶひろ 福原 信広	公益社団法人 相模原・町田大学地 域コンソーシアム	2019年1月31日
〃	いわもと ようじ 岩本 陽児	町田市生涯学習セ ンター運営協議会	2019年3月31日

第4期生涯学習審議会委員一覧

選出区分	氏名	所属・選出団体
社会教育委員	わたなべ つねひこ 渡辺 恒彦	町田市公立小学校長会
〃	おくだいら ゆうじ 奥 平 雄二	町田市公立中学校長会
〃	うりゆう こ 瓜生 ふみ子	NPO法人 CCCNET
〃	いけの けい 池野 系	公益社団法人町田市シルバー人 材センター
〃	せきね みさき 関根 美咲	学校支援ボランティアコーディ ネーター
〃	まえやま せつ 前山 世津	町田市立中学校PTA連合会
〃	よしだ かずお 吉田 和夫	一般社団法人 教育デザイン研究所
〃	かげやま ようこ 影山 陽子	日本女子体育大学
生涯学習又は社会教育に 関する関係機関の代表	いわもと ようじ 岩本 陽児	町田市生涯学習センター運営協 議会
〃	やまぐち ひろし 山口 洋	町田市立図書館協議会
〃	ふかざわ しんじ 深沢 眞二	町田市民文学館運営協議会
〃	ふくはら のぶひろ 福原 信広	公益社団法人 相模原・町田大学 地域コンソーシアム
〃	いとう ちかこ 井藤 親子	社会福祉法人 町田市社会福祉協議会
公募による市民	ささき きわむ 佐々木 極	—
公募による市民	やたべ まゆみ 谷田部 まゆみ	—

町田市就学援助費支給要綱の一部改正について

1 改正理由

- (1) 個人番号（マイナンバー）を利用して、国の専用ネットワークシステムを用いて異なる行政機関の間で、税情報、住基情報、生活保護情報などをやり取りする情報連携の開始に伴い関係する規定を整備するため
- (2) 支給対象者等に関する規定を整理するため

2 改正内容

- (1) 個人番号（マイナンバー）を利用するために、国が求める文言を明記する必要があるため、就学援助費の支給認定の申請における世帯の所得の合計額を確認できる書類の添付という規定を加えます。その例外に関する規定とは、市内ネットワークで所得情報を収集できる場合は申請における書類の提出を省略させることができるとしました。（第6関係）
- (2) 通学費の支給対象者から、私立や都立など町田市立以外の小学校又は中学校に就学している学齢児童又は学齢生徒の保護者の文言を削除します。（別表第1関係）
- (3) 私立小中学校と市立小中学校では移動教室及び修学旅行の対象学年や回数が違うため、支給対象学年等に関する規定を改めるとともに、支給回数の限度に関する規定を加えます。（別表第2関係）

3 施行期日

2019年4月1日から施行します。

町田市就学援助費支給要綱

第1 目的

この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第19条の規定に基づき、経済的理由により就学が困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者等に対し、就学援助費（以下「援助費」という。）を支給することにより、その経済的負担を軽減し、もって義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

第2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学齢児童 法第18条に規定する学齢児童
- (2) 学齢生徒 法第18条に規定する学齢生徒
- (3) 保護者 法第16条に規定する保護者
- (4) 要保護者 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者のうち、同法第13条の規定による教育扶助又はこれに相当する措置を受けている者
- (5) 準要保護者 別に定める基準により町田市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

第3 支給対象者

援助費の支給の対象となる者は、要保護者又は準要保護者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に住所又は居所を有し、かつ、市立学校（町田市立学校設置条例（昭和47年3月町田市条例第11号）第1条に規定する市立学校をいう。以下同じ。）に就学している学齢児童又は学齢生徒の保護者
- (2) 市内に住所又は居所を有し、かつ、市立学校以外の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等

教育学校の前期課程を含む。以下同じ。)に就学している学齢児童又は学齢生徒の保護者

(3) 市内に住所又は居所を有し、かつ、公立中学校の夜間学級に就学している生徒(当該生徒が未成年者である場合にあっては、その保護者)

(4) 市内に住所又は居所を有し、かつ、小学校又は中学校に就学を予定している就学予定者(学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第5条第1項に規定する就学予定者をいう。以下同じ。)の保護者(当該就学予定者が就学後に引き続き市内に住所又は居所を有する場合に限る。)

(5) 市外に住所又は居所を有し、かつ、市立学校に就学している学齢児童又は学齢生徒の保護者

第4 支給対象費目等

援助費の支給の対象となる費目は、別表第1の左欄に掲げるとおりとし、それぞれ同表の右欄に定める者に支給する。ただし、他の制度により同様の支給を受ける費目については、援助費を支給しない。

第5 援助費の支給額等

- 1 援助費の支給の対象となる学年、支給額等は、別表第2に定めるとおりとする。
- 2 援助費を支給する時期は、教育長が別に定める。

第6 援助費の支給認定等

- 1 援助費の支給を受けようとする者は、別に定める申請書に世帯の合計所得金額が確認できる書類を添えて教育長に提出し、その認定(以下「支給認定」という。)を受けなければならない。ただし、教育長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。
- 2 教育長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支給認定を行うものとする。
- 3 教育長は、前項の規定により支給認定を行ったとき、又は支給認定を行わない

と決定したときは、その旨を書面により、当該申請をした者に通知する。

第7 援助費の支給方法

- 1 援助費は、支給認定を受けた者（以下「支給認定者」という。）が指定する口座又は当該支給認定に係る児童若しくは生徒が在籍する学校の学校長の口座に振り込むことにより支給する。
- 2 前項の規定にかかわらず、医療費に係る援助費は、支給認定者に対し医療券を交付することにより支給することができる。この場合において、当該医療券の使用に係る援助費は、当該医療券を使用した医療機関に支払うものとする。
- 3 支給認定者である保護者が死亡した場合において、その死亡した保護者に支給すべき援助費で、まだ支給していないものがあるときは、当該援助費を、その支給の対象となった児童又は生徒に支給することができる。

第8 援助費の使途の確認

教育長は、支給した援助費の使途を確認するため必要があると認めるときは、当該援助費の支給を受けた者に対し、領収書その他の支出を証する書類の提出を求めることができる。

第9 支給認定の取消し

- 1 教育長は、支給認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、その支給認定を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正な手段により援助費の支給を受けたとき。
 - (2) 第3に規定する支給対象者の要件に該当しなくなったとき。
 - (3) 支給認定を辞退する旨の申出があったとき。
- 2 教育長は、前項の規定により支給認定を取り消したときは、その旨を書面により、当該支給認定者に通知する。

第10 援助費の返還

- 1 教育長は、第9第1項の規定により支給認定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に援助費を支給しているときは、書面により、その

返還を請求するものとする。

- 2 前項の規定による請求を受けた者は、当該書面に記載のある期限内に、当該援助費を教育長に返還しなければならない。

第11 様式

援助費の支給に関し必要な様式は、教育長が別に定める。

第12 補則

この要綱に定めるもののほか、援助費の支給に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、2000年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2001年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2002年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2003年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2004年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2005年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2006年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2006年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2009年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2012年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2014年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2017年10月16日から施行する。

附 則

この要綱は、2019年4月1日から施行する。

別表第1（第4関係）

支給対象費目	支給対象者
学用品及び通学用品費	準要保護者であって、第3第1号から第3号までのいずれかに該当するもの
体育実技用具費	
入学準備金	準要保護者であって、第3第1号から第4号までのいずれかに該当するもの
校外活動費	要保護者又は準要保護者であって、第3第1号から第3号までのいずれかに該当するもの
移動教室及び修学旅行費	

通学費	要保護者又は準要保護者であって、第3第1号又は第3号に該当するもの
給食費	準要保護者であって、第3第1号、第3号又は第5号のいずれかに該当するもの
医療費	要保護者又は準要保護者であって、第3第1号、第3号又は第5号のいずれかに該当するもの

別表第2（第5関係）

支給対象 費目	支給対象学年等	支給額	備考
学用品及び 通学用品費	小学校第1学年	1月当たり955円	
	小学校第2学年から 第6学年まで	1月当たり1,140円	
	中学校第1学年	1月当たり1,860円	
	中学校第2学年及び 第3学年	1月当たり2,050円	
体育実技用 具費	中学校全学年	実支出額	別に定める額を限度とし、原則として生徒1人につき1回に限る。
入学準備金	小学校の就学予定者 又は小学校第1学年	40,600円	
	小学校第6学年又は 中学校第1学年	47,400円	

校外活動費	小学校及び中学校全 学年	実支出額	1年につき3回を 限度とする。
移動教室及 び修学旅行 費	小学校及び中学校全 学年 <u>(第3第2号に 該当するものにあっ ては、小学校第5学 年及び第6学年並び に中学校全学年)</u>	実支出額	<u>1年につき1回を 限度とする。ただ し、転校した場合 は、この限りでな い。</u>
通学費	小学校及び中学校全 学年	実支出額	1月につき1か月 の通学定期券の額 を限度とする。ただ し、障がい等の理由 により自家用車を 利用する場合は、燃 料費に相当する額 とする。
給食費	小学校及び中学校全 学年	実支出額	
医療費	小学校及び中学校全 学年	実支出額	学校保健安全法施 行令(昭和33年政 令第174号)第8 条で定める疾病に 係るものに限る。

町田市就学援助費支給要綱

第1 目的

この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第19条の規定に基づき、経済的理由により就学が困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者等に対し、就学援助費（以下「援助費」という。）を支給することにより、その経済的負担を軽減し、もって義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

第2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学齢児童 法第18条に規定する学齢児童
- (2) 学齢生徒 法第18条に規定する学齢生徒
- (3) 保護者 法第16条に規定する保護者
- (4) 要保護者 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者のうち、同法第13条の規定による教育扶助又はこれに相当する措置を受けている者
- (5) 準要保護者 別に定める基準により町田市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

第3 支給対象者

援助費の支給の対象となる者は、要保護者又は準要保護者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に住所又は居所を有し、かつ、市立学校（町田市立学校設置条例（昭和47年3月町田市条例第11号）第1条に規定する市立学校をいう。以下同じ。）に就学している学齢児童又は学齢生徒の保護者
- (2) 市内に住所又は居所を有し、かつ、市立学校以外の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等

教育学校の前期課程を含む。以下同じ。)に就学している学齢児童又は学齢生徒の保護者

(3) 市内に住所又は居所を有し、かつ、公立中学校の夜間学級に就学している生徒(当該生徒が未成年者である場合にあっては、その保護者)

(4) 市内に住所又は居所を有し、かつ、小学校又は中学校に就学を予定している就学予定者(学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第5条第1項に規定する就学予定者をいう。以下同じ。)の保護者(当該就学予定者が就学後に引き続き市内に住所又は居所を有する場合に限る。)

(5) 市外に住所又は居所を有し、かつ、市立学校に就学している学齢児童又は学齢生徒の保護者

第4 支給対象費目等

援助費の支給の対象となる費目は、別表第1の左欄に掲げるとおりとし、それぞれ同表の右欄に定める者に支給する。ただし、他の制度により同様の支給を受ける費目については、援助費を支給しない。

第5 援助費の支給額等

- 1 援助費の支給の対象となる学年、支給額等は、別表第2に定めるとおりとする。
- 2 援助費を支給する時期は、教育長が別に定める。

第6 援助費の支給認定等

- 1 援助費の支給を受けようとする者は、別に定めるところにより教育長に申請し、その認定(以下「支給認定」という。)を受けなければならない。
- 2 教育長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支給認定を行うものとする。
- 3 教育長は、前項の規定により支給認定を行ったとき、又は支給認定を行わないと決定したときは、その旨を書面により、当該申請をした者に通知する。

第7 援助費の支給方法

- 1 援助費は、支給認定を受けた者(以下「支給認定者」という。)が指定する口

座又は当該支給認定に係る児童若しくは生徒が在籍する学校の学校長の口座に振り込むことにより支給する。

2 前項の規定にかかわらず、医療費に係る援助費は、支給認定者に対し医療券を交付することにより支給することができる。この場合において、当該医療券の使用に係る援助費は、当該医療券を使用した医療機関に支払うものとする。

3 支給認定者である保護者が死亡した場合において、その死亡した保護者に支給すべき援助費で、まだ支給していないものがあるときは、当該援助費を、その支給の対象となった児童又は生徒に支給することができる。

第8 援助費の使途の確認

教育長は、支給した援助費の使途を確認するため必要があると認めるときは、当該援助費の支給を受けた者に対し、領収書その他の支出を証する書類の提出を求めることができる。

第9 支給認定の取消し

1 教育長は、支給認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、その支給認定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により援助費の支給を受けたとき。
- (2) 第3に規定する支給対象者の要件に該当しなくなったとき。
- (3) 支給認定を辞退する旨の申出があったとき。

2 教育長は、前項の規定により支給認定を取り消したときは、その旨を書面により、当該支給認定者に通知する。

第10 援助費の返還

1 教育長は、第9第1項の規定により支給認定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に援助費を支給しているときは、書面により、その返還を請求するものとする。

2 前項の規定による請求を受けた者は、当該書面に記載のある期限内に、当該援助費を教育長に返還しなければならない。

第 1 1 様式

援助費の支給に関し必要な様式は、教育長が別に定める。

第 1 2 補則

この要綱に定めるもののほか、援助費の支給に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、2000年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2001年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2002年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2003年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2004年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2005年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2006年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2006年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2009年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2012年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2014年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2017年10月16日から施行する。

別表第1（第4関係）

支給対象費目	支給対象者
学用品及び通学用品費	準要保護者であって、第3第1号から第3号までのいずれかに該当するもの
体育実技用具費	
入学準備金	準要保護者であって、第3第1号から第4号までのいずれかに該当するもの
校外活動費	要保護者又は準要保護者であって、第3第1号から第3号までのいずれかに該当するもの
移動教室及び修学旅行費	
通学費	
給食費	準要保護者であって、第3第1号、第3号又は第5号のいずれかに該当するもの
医療費	要保護者又は準要保護者であって、第3第1号、第3号又は第5号のいずれかに該当するもの

別表第2（第5関係）

支給対象 費目	支給対象学年等	支給額	備考
学用品及び 通学用品費	小学校第1学年	1月当たり955円	
	小学校第2学年から 第6学年まで	1月当たり1,140円	
	中学校第1学年	1月当たり1,860円	
	中学校第2学年及び 第3学年	1月当たり2,050円	
体育実技用 具費	中学校全学年	実支出額	別に定める額を限度とし、原則として生徒1人につき1回に限る。
入学準備金	小学校の就学予定者 又は小学校第1学年	40,600円	
	小学校第6学年又は 中学校第1学年	47,400円	
校外活動費	小学校及び中学校全 学年	実支出額	1年につき3回を 限度とする。
移動教室及 び修学旅行 費	小学校及び中学校全 学年	実支出額	
通学費	小学校及び中学校全	実支出額	1月につき1か月

	学年		の通学定期券の額を限度とする。ただし、障がい等の理由により自家用車を利用する場合は、燃料費に相当する額とする。
給食費	小学校及び中学校全学年	実支出額	
医療費	小学校及び中学校全学年	実支出額	学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)第8条で定める疾病に係るものに限る。

町田市就学奨励費支給要綱の一部改正について

1 改正理由

- (1) 個人番号（マイナンバー）を利用して、国の専用ネットワークシステムを用いて異なる行政機関の間で、税情報、住基情報、生活保護情報などをやり取りする情報連携の開始に伴い関係する規定を整備するため
- (2) 支給対象者等に関する規定を整理するため

2 改正内容

- (1) 個人番号（マイナンバー）を利用するために、国が求める文言を明記する必要があるため、就学奨励費の支給認定の申請における世帯の収入額を確認できる書類の添付という規定を加えます。その例外に関する規定とは、市内ネットワークで所得情報を収集できる場合は申請における書類の提出を省略させることができるとしました。（第6 関係）
- (2) 支給対象者に、通常の学級に就学し学校教育法施行令第22条の3に規定された障がいの程度に該当する児童又は生徒の保護者を加えるとともに認定区分に関する規定を改めます。（第1、第3、別表第1及び別表第2 関係）
学校教育法施行令第22条の3は、「特別支援学校に入学可能な障がいの程度」を示しています。他の特別支援学級に就学する児童又は生徒の保護者と同様、所得に応じて認定区分が異なります。
- (3) その他文言の整理を行います。

3 施行期日

2019年4月1日から施行します。

町田市就学奨励費支給要綱

第1 目的

この要綱は、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）において、特別支援学級に就学し、又は一定の障がいの程度に該当し、通常の学級に就学する児童又は生徒の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）に対し、就学奨励費（以下「奨励費」という。）を支給することにより、その経済的負担を軽減し、もって義務教育における特別支援教育の円滑な実施に資することを目的とする。

第2 定義

この要綱において、「特別支援学級」とは、学校教育法第81条第2項に規定する特別支援学級で、市立学校（町田市立学校設置条例（昭和47年3月町田市条例第11号）第1条に規定する市立学校をいう。以下同じ。）に設置するものをいう。

第3 支給対象者等

1 奨励費の支給の対象となる者は、次に掲げる要件のいずれかを満たす小学校又は中学校の児童又は生徒の保護者とする。

（1） 特別支援学級に就学すること。

（2） 市内に住所又は居所を有し、かつ、学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当し、通常の学級に就学すること。ただし、別表第2の左欄に掲げる通級費の支給にあつては、障がいの程度は教育長が認める障がいの程度とし、通常の学級は市立学校のものに限ること。

2 前項に規定する支給対象者の認定に係る区分及び基準（以下それぞれ「認定区分」及び「認定基準」という。）は、別表第1に定めるとおりとする。

第4 支給対象費目等

奨励費の支給の対象となる費目は、別表第2の左欄に掲げるとおりとし、それぞれ同表の右欄に定める認定区分に該当する者に支給する。ただし、他の制度により

同様の支給を受ける費目については、奨励費を支給しない。

第5 奨励費の支給額等

- 1 奨励費の支給の対象となる学年、支給額等は、別表第3に定めるとおりとする。
- 2 奨励費を支給する時期は、町田市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める。

第6 奨励費の支給認定等

- 1 奨励費の支給を受けようとする者は、別に定める申請書に世帯の収入額が確認できる書類を添えて教育長に提出し、その認定（以下「支給認定」という。）を受けなければならない。ただし、教育長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。
- 2 教育長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支給認定を行うものとする。
- 3 教育長は、前項の規定により支給認定を行ったとき、又は支給認定を行わないと決定したときは、その旨を書面により、当該申請をした者に通知する。

第7 奨励費の支給方法

- 1 奨励費は、支給認定を受けた者（以下「支給認定者」という。）が指定する口座又は当該支給認定に係る児童若しくは生徒が在籍する学校の校長の口座に振り込むことにより支給する。
- 2 支給認定者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき奨励費で、まだ支給していないものがあるときは、当該奨励費を、その支給の対象となった児童又は生徒に支給することができる。

第8 奨励費の使途の確認

教育長は、支給した奨励費の使途を確認するため必要があると認めるときは、当該奨励費の支給を受けた者に対し、領収書その他の支出を証する書類の提出を求めることができる。

第9 支給認定の取消し

1 教育長は、支給認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、その支給認定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により奨励費の支給を受けたとき。
- (2) 第3に規定する支給対象者の要件に該当しなくなったとき。
- (3) 支給認定を辞退する旨の申出があったとき。

2 教育長は、前項の規定により支給認定を取り消したときは、その旨を書面により、当該支給認定者に通知する。

第10 奨励費の返還

1 教育長は、第9第1項の規定により支給認定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に奨励費を支給しているときは、書面により、その返還を請求するものとする。

2 前項の規定による請求を受けた者は、当該書面に記載のある期限内に、当該奨励費を教育長に返還しなければならない。

第11 様式

奨励費の支給に関し必要な様式は、教育長が別に定める。

第12 補則

この要綱に定めるもののほか、奨励費の支給に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、2000年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2001年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2003年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2004年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2009年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2012年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2017年10月16日から施行する。

附 則

この要綱は、2018年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、2019年4月1日から施行する。

別表第1（第3関係）

認定区分	認定基準
第Ⅰ段階	町田市就学援助費支給要綱（2000年4月1日施行）第2に規定する要保護者又は準要保護者に該当すること。
第Ⅱ段階	世帯の収入額が必要額の2.5倍未満であること（第Ⅰ段階に該当する場合を除く。）。
第Ⅲ段階	世帯の収入額が必要額の2.5倍以上であること。

備考 世帯の収入額及び必要額の算定は、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）第2条に規定する収入額及び必要額の例による。

別表第 2 (第 4 関係)

支給対象費目	認定区分
学用品及び通学用品費	第Ⅱ段階
体育実技用具費	
入学準備金	
校外活動費	
移動教室及び修学旅行費	
通学費	第Ⅱ段階又は第Ⅲ段階
給食費	第Ⅱ段階
宿泊訓練費	<u>第Ⅰ段階、第Ⅱ段階又は第Ⅲ段階</u>
職場実習交通費	
交流学习交通費	
保護者付添通学費	
脳波検査料	
通級費（ <u>町田市立町田第三中学校に設置する相談学級に通級する場合を含む。</u> ）	

別表第 3 (第 5 関係)

支給対象費目	支給対象学年	支給額	備考
学用品及び通学用品費	小学校第 1 学年	1 月当たり 9 5 5 円	
	小学校第 2 学年	1 月当たり 1, 1 4	

	から第6学年まで	0円	
	中学校第1学年	1月当たり1,860円	
	中学校第2学年及び第3学年	1月当たり2,050円	
体育実技用具費	中学校全学年	実支出額	別に定める額を限度とし、原則として生徒1人につき1回に限る。
入学準備金	小学校第1学年	40,600円	
	中学校第1学年	47,400円	
校外活動費	小学校及び中学校全学年	実支出額	1年につき3回を限度とする。
移動教室及び修学旅行費	小学校及び中学校全学年（ <u>市立学校以外の小学校にあつては、小学校第5学年及び第6学年に限る。</u> ）	実支出額	
通学費	小学校及び中学校全学年	実支出額	1月につき1か月の通学定期券の額を限度とする。ただし、自家用車を利用する場合は、燃料費に相当す

			る額とする。
給食費、宿泊訓練費、職場実習交通費及び交流学习交通費	小学校及び中学校 校全学年	実支出額	
保護者付添通学費	小学校及び中学校 校全学年	実支出額	1月につき1か月の通学定期券の額を限度とする。
脳波検査料	小学校及び中学校 校全学年	実支出額	1年につき2回を限度とする。
通級費	小学校及び中学校 校全学年	実支出額	1月につき1か月の通学定期券の額を限度とする。

町田市就学奨励費支給要綱

第1 目的

この要綱は、特別支援学級に就学し、又は通級指導学級に通級する児童又は生徒の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）に対し、就学奨励費（以下「奨励費」という。）を支給することにより、その経済的負担を軽減し、もって義務教育における特別支援教育の円滑な実施に資することを目的とする。

第2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 特別支援学級 学校教育法第81条第2項に規定する特別支援学級で、市立学校（町田市立学校設置条例（昭和47年3月町田市条例第11号）第1条に規定する市立学校をいう。以下同じ。）に設置するもの

(2) 通級指導学級 市立学校に在籍する児童及び生徒に対し、通級により特別の教育課程（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条に規定する特別の教育課程をいう。）による教育を行う学級で、市立学校に設置するもの

第3 支給対象者等

奨励費の支給の対象となる者並びにその認定に係る区分（以下「認定区分」という。）及び基準は、別表第1に定めるとおりとする。

第4 支給対象費目等

奨励費の支給の対象となる費目は、別表第2の左欄に掲げるとおりとし、それぞれ同表の右欄に定める認定区分に該当する者に支給する。ただし、他の制度により同様の支給を受ける費目については、奨励費を支給しない。

第5 奨励費の支給額等

1 奨励費の支給の対象となる学年、支給額等は、別表第3に定めるとおりとする。

- 2 奨励費を支給する時期は、町田市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める。

第6 奨励費の支給認定等

- 1 奨励費の支給を受けようとする者は、別に定めるところにより教育長に申請し、その認定（以下「支給認定」という。）を受けなければならない。
- 2 教育長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支給認定を行うものとする。
- 3 教育長は、前項の規定により支給認定を行ったとき、又は支給認定を行わないと決定したときは、その旨を書面により、当該申請をした者に通知する。

第7 奨励費の支給方法

- 1 奨励費は、支給認定を受けた者（以下「支給認定者」という。）が指定する口座又は当該支給認定に係る児童若しくは生徒が在籍する学校の学校長の口座に振り込むことにより支給する。
- 2 支給認定者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき奨励費で、まだ支給していないものがあるときは、当該奨励費を、その支給の対象となった児童又は生徒に支給することができる。

第8 奨励費の使途の確認

教育長は、支給した奨励費の使途を確認するため必要があると認めるときは、当該奨励費の支給を受けた者に対し、領収書その他の支出を証する書類の提出を求めることができる。

第9 支給認定の取消し

- 1 教育長は、支給認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、その支給認定を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正な手段により奨励費の支給を受けたとき。
 - (2) 第3に規定する支給対象者の要件に該当しなくなったとき。
 - (3) 支給認定を辞退する旨の申出があったとき。

- 2 教育長は、前項の規定により支給認定を取り消したときは、その旨を書面により、当該支給認定者に通知する。

第10 奨励費の返還

- 1 教育長は、第9第1項の規定により支給認定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に奨励費を支給しているときは、書面により、その返還を請求するものとする。
- 2 前項の規定による請求を受けた者は、当該書面に記載のある期限内に、当該奨励費を教育長に返還しなければならない。

第11 様式

奨励費の支給に関し必要な様式は、教育長が別に定める。

第12 補則

この要綱に定めるもののほか、奨励費の支給に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、2000年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2001年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2003年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2004年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2009年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2012年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2017年10月16日から施行する。

附 則

この要綱は、2018年4月1日から適用する。

別表第1（第3関係）

支給対象者	認定区分	認定基準
<u>特別支援学級に 就学している児 童又は生徒の保 護者</u>	第Ⅰ段階	町田市就学援助費支給要綱（2000年4月1日施行）第2に規定する要保護者又は準要保護者に該当すること。
	第Ⅱ段階	世帯の収入額が需要額の2.5倍未満であること（第Ⅰ段階に該当する場合を除く。）。
	第Ⅲ段階	世帯の収入額が需要額の2.5倍以上であること。
<u>市内に住所又は 居所を有し、か つ、通級指導学 級に通級してい る児童又は生徒 の保護者</u>	<u>相談学級通級</u>	<u>対象となる生徒が町田市立町田第三中学校の相談学級に通級していること。</u>
	<u>通級指導学級 通級</u>	<u>対象となる児童又は生徒が通級指導学級に通級していること（相談学級通級に該当する場合を除く。）。</u>

備考 世帯の収入額及び需要額の算定は、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）第2条に規定する収入額及び需要額の例による。

別表第 2 (第 4 関係)

支給対象費目	認定区分
学用品及び通学用品費	第Ⅱ段階
体育実技用具費	
入学準備金	
校外活動費	
移動教室及び修学旅行費	
通学費	第Ⅱ段階又は第Ⅲ段階
給食費	第Ⅱ段階
宿泊訓練費	<u>第Ⅰ段階、第Ⅱ段階、第Ⅲ段階又は相談学級通級</u>
職場実習交通費	第Ⅰ段階、第Ⅱ段階又は第Ⅲ段階
交流学习交通費	
保護者付添通学費	
脳波検査料	
通級費	<u>相談学級通級又は通級指導学級通級（在籍している市立学校の通級指導学級に通級している場合を除く。）</u>

別表第 3 (第 5 関係)

支給対象費目	支給対象学年	支給額	備考
学用品及び通学用品費	小学校第 1 学年	1 月当たり 9 5 5 円	
	小学校第 2 学年	1 月当たり 1, 1 4	

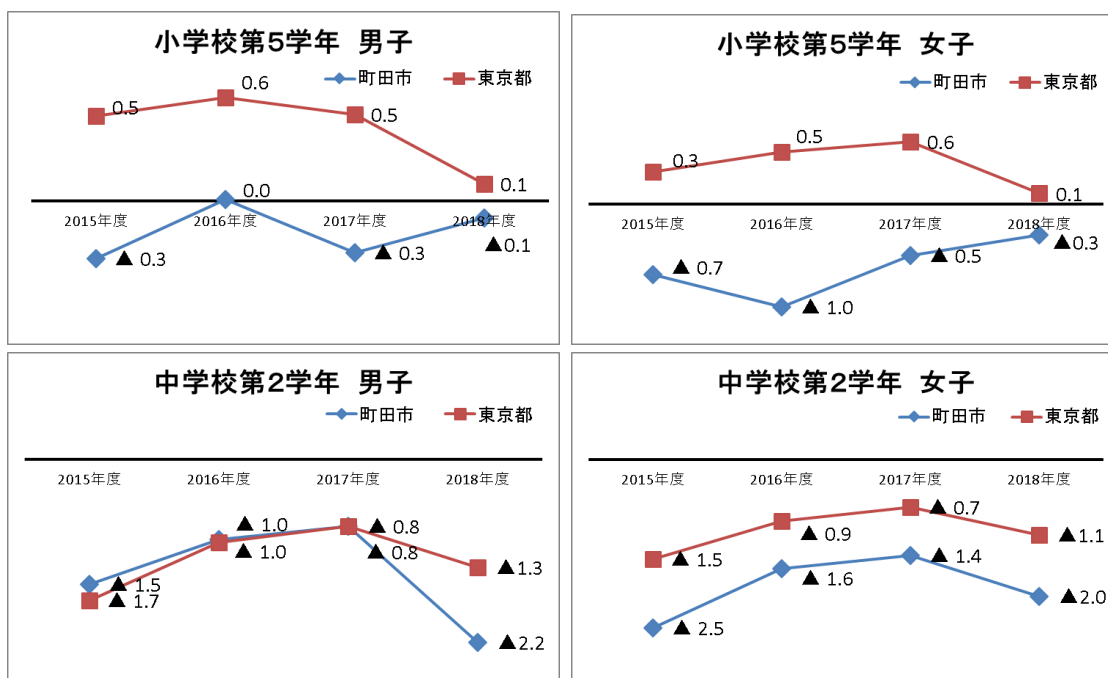
	から第6学年まで	0円	
	中学校第1学年	1月当たり1,860円	
	中学校第2学年及び第3学年	1月当たり2,050円	
体育実技用具費	中学校全学年	実支出額	別に定める額を限度とし、原則として生徒1人につき1回に限る。
入学準備金	小学校第1学年	40,600円	
	中学校第1学年	47,400円	
校外活動費	小学校及び中学校全学年	実支出額	1年につき3回を限度とする。
移動教室及び修学旅行費	小学校及び中学校全学年	実支出額	
通学費	小学校及び中学校全学年	実支出額	1月につき1か月の通学定期券の額を限度とする。ただし、自家用車を利用する場合は、燃料費に相当する額とする。
給食費、宿泊訓練費、職場実習交通費及び交流	小学校及び中学校全学年	実支出額	

学習交通費			
保護者付添通学費	小学校及び中学校全学年	実支出額	1月につき1か月の通学定期券の額を限度とする。
脳波検査料	小学校及び中学校全学年	実支出額	1年につき2回を限度とする。
通級費	小学校及び中学校全学年	実支出額	1月につき1か月の通学定期券の額を限度とする。

(1) 体力合計点についての経年変化

学年性別	自治体名	2015年度		2016年度		2017年度		2018年度	
		体力合計点	全国との差	体力合計点	全国との差	体力合計点	全国との差	体力合計点	全国との差
小学校 第5学年男子	町田市	53.5	▲ 0.3	53.9	0.0	53.9	▲ 0.3	54.1	▲ 0.1
	東京都	54.3	0.5	54.5	0.6	54.7	0.5	54.3	0.1
	全国	53.8	0.0	53.9	0.0	54.2	0.0	54.2	0.0
小学校 第5学年女子	町田市	54.5	▲ 0.7	54.5	▲ 1.0	55.2	▲ 0.5	55.6	▲ 0.3
	東京都	55.5	0.3	56.0	0.5	56.3	0.6	56.0	0.1
	全国	55.2	0.0	55.5	0.0	55.7	0.0	55.9	0.0
中学校 第2学年男子	町田市	40.3	▲ 1.5	41.0	▲ 1.0	41.2	▲ 0.8	40.1	▲ 2.2
	東京都	40.1	▲ 1.7	41.0	▲ 1.0	41.2	▲ 0.8	41.0	▲ 1.3
	全国	41.8	0.0	42.0	0.0	42.0	0.0	42.3	0.0
中学校 第2学年女子	町田市	46.5	▲ 2.5	47.8	▲ 1.6	48.4	▲ 1.4	48.6	▲ 2.0
	東京都	47.5	▲ 1.5	48.5	▲ 0.9	49.1	▲ 0.7	49.5	▲ 1.1
	全国	49.0	0.0	49.4	0.0	49.8	0.0	50.6	0.0

【全国平均値を0とした場合の東京都及び町田市の平均値】



小学校第5学年は、依然として東京都や全国よりも低い数値ではあるが、年々向上し、その差が縮まってきている。一方、中学校第2学年の数値は下がり、特に男子においては、東京都や全国との差が開いた。

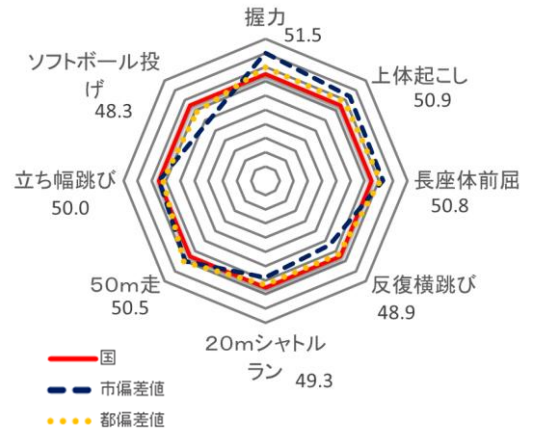
(2) 各種目別の傾向 (2018年度)

※ () 数字はT得点。全国平均値に対する相対的な位置を示し、単位や標準偏差が異なる調査結果を比較する平均値 50 点、標準偏差 10 点の標準得点。「T得点=50+10×(調査結果-平均値)/標準偏差」

【小学校第5学年 男子】

男 子								
種 目	握力 (kg)	上体 起こし (回)	長座 体前屈 (cm)	反復 横とび (点)	20m シャトルラン (回)	50m 走 (秒)	立ち 幅とび (cm)	ソフトボール 投げ (m)
町田市	17.1 (51.5)	20.5 (50.9)	34.0 (50.8)	41.3 (48.9)	50.6 (49.3)	9.3 (50.5)	152.3 (50.0)	20.8 (48.3)
東京都	16.7 (50.5)	20.2 (50.4)	33.8 (50.6)	42.0 (49.8)	51.7 (49.8)	9.3 (50.6)	151.5 (49.7)	21.6 (49.3)
全国	16.5 (50)	20.0 (50)	33.3 (50)	42.1 (50)	52.2 (50)	9.4 (50)	152.2 (50)	22.2 (50)

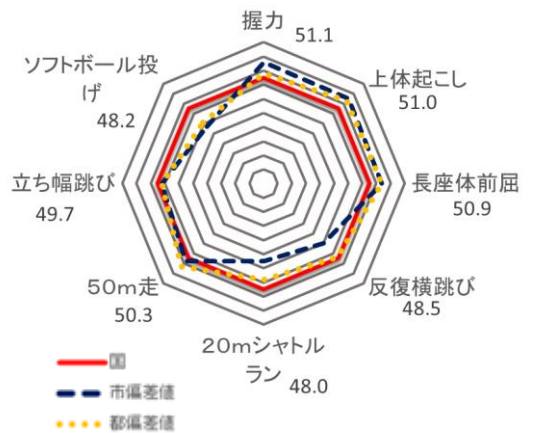
小学校 5年生 男子



【小学校第5学年 女子】

女 子								
種 目	握力 (kg)	上体 起こし (回)	長座 体前屈 (cm)	反復 横とび (点)	20m シャトルラン (回)	50m 走 (秒)	立ち 幅とび (cm)	ソフトボール 投げ (m)
町田市	16.6 (51.1)	19.5 (51.0)	38.4 (50.9)	39.3 (48.5)	38.6 (48.0)	9.6 (50.3)	145.3 (49.7)	12.9 (48.2)
東京都	16.3 (50.3)	19.4 (50.8)	38.4 (50.9)	40.3 (49.9)	40.6 (49.3)	9.5 (50.8)	145.4 (49.7)	13.1 (48.6)
全国	16.2 (50)	19.0 (50)	37.6 (50)	40.3 (50)	41.9 (50)	9.6 (50)	145.9 (50)	13.8 (50)

小学校 5年生 女子



【小学校第5学年】

男女とも同様の傾向を示している。

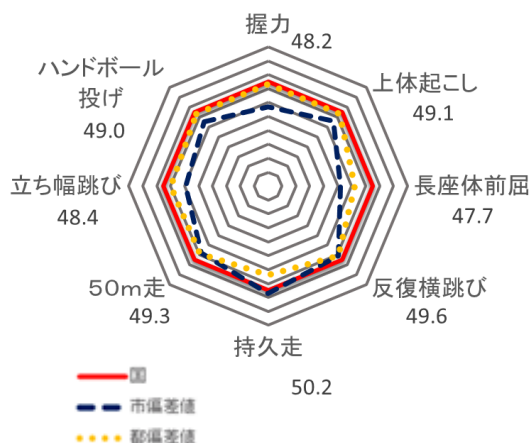
○ 「握力」「上体起こし」「長座体前屈」「50m走」は全国平均を上回っている。

▲ 「反復横とび」「20mシャトルラン」「ソフトボール投げ」に課題が見られる。

【中学校第2学年 男子】

男 子								
種 目	握力 (kg)	上体 起こし (回)	長座 体前屈 (cm)	反復 横とび (点)	持久走 (秒)	50m 走 (秒)	立ち 幅とび (cm)	ハンドボール 投げ (m)
町田市	27.6 (48.2)	26.8 (49.1)	41.0 (47.7)	51.9 (49.6)	391.6 (50.2)	8.0 (49.3)	191.1 (48.4)	20.0 (49.0)
東京都	28.7 (49.8)	27.2 (49.8)	42.0 (48.7)	51.9 (49.6)	399.9 (48.6)	8.0 (49.4)	194.3 (49.5)	20.4 (49.8)
全国	28.8 (50)	27.4 (50)	43.4 (50)	52.2 (50)	392.7 (50)	8.0 (50)	195.6 (50)	20.6 (50)

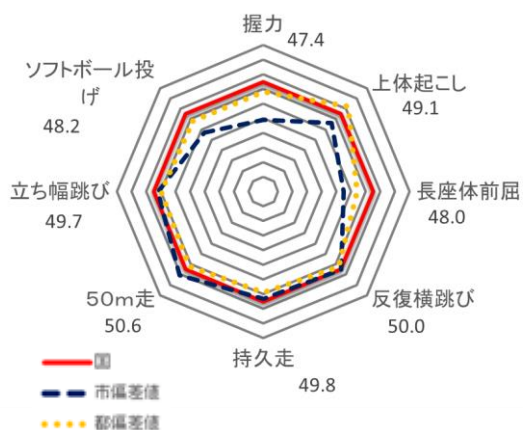
中学校 2年生 男子



【中学校第2学年 女子】

女 子								
種 目	握力 (kg)	上体 起こし (回)	長座 体前屈 (cm)	反復 横とび (点)	持久走 (秒)	50m 走 (秒)	立ち 幅とび (cm)	ハンドボール 投げ (m)
町田市	22.7 (47.4)	23.4 (49.1)	44.2 (48.0)	47.4 (50.0)	287.6 (49.8)	8.7 (50.6)	169.6 (49.7)	12.2 (48.2)
東京都	23.6 (49.3)	24.3 (50.7)	45.2 (48.9)	47.3 (49.8)	289.5 (49.4)	8.8 (49.7)	169.0 (49.5)	12.7 (49.3)
全国	23.9 (50)	23.9 (50)	46.2 (50)	47.4 (50)	286.9 (50)	8.8 (50)	170.3 (50)	13.0 (50)

中学校 2年生 女子



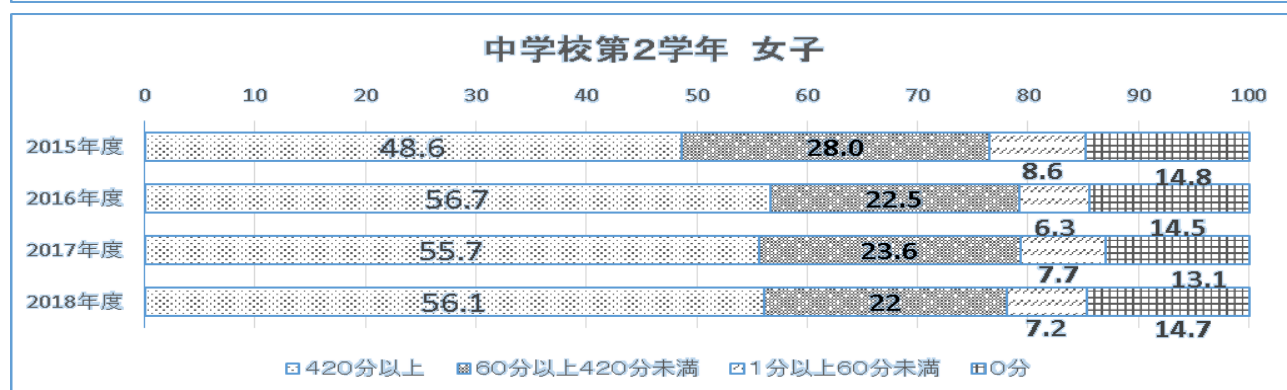
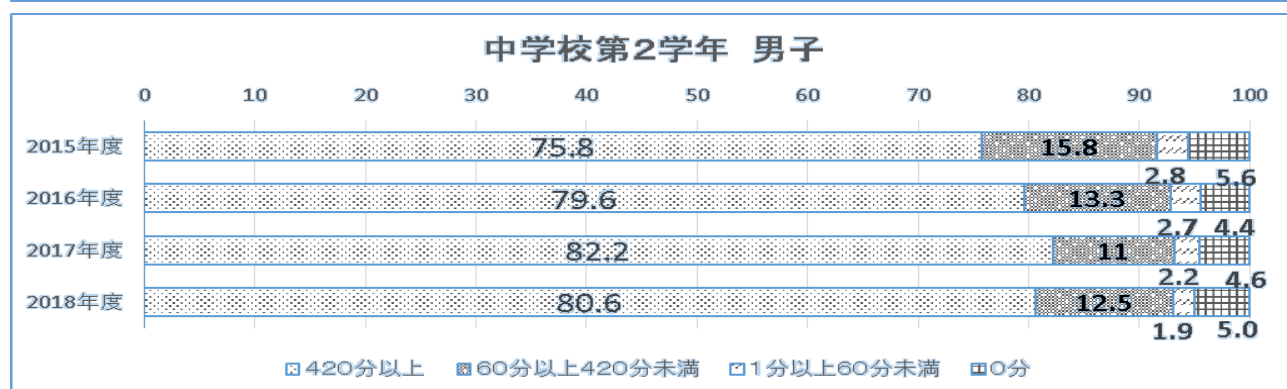
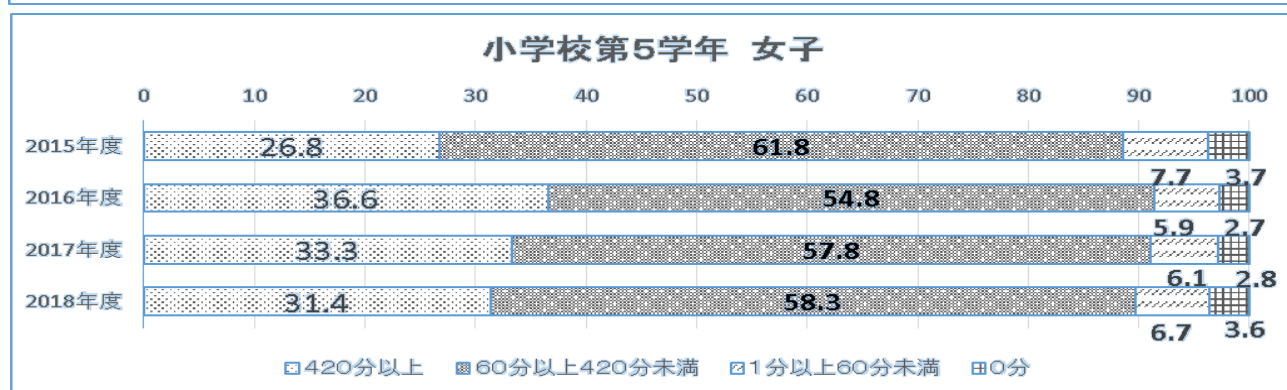
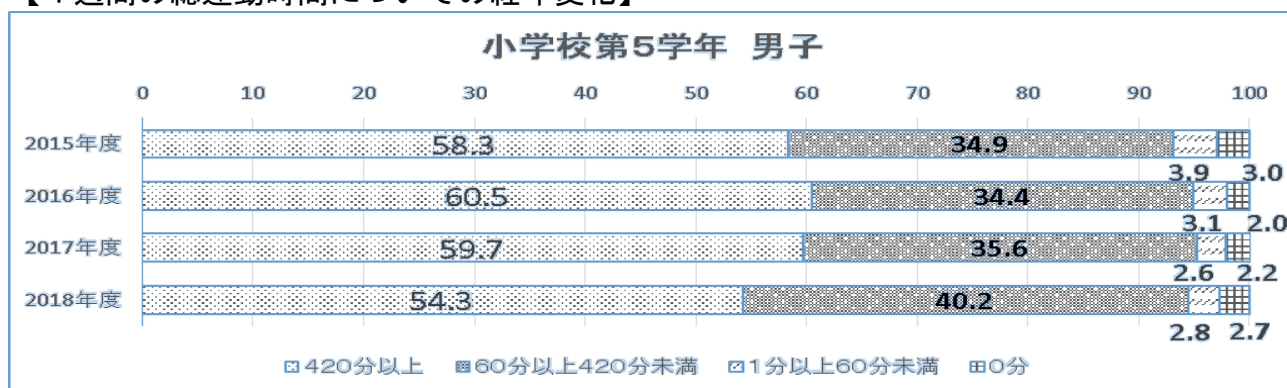
【中学校第2学年】

○男子は「持久走」において、女子は「反復横跳び」「50m走」において、全国平均と同じまたは上回っている。

▲男女ともに多くの種目において、全国平均を下回っている。特に、男子は「長座体前屈」、女子は「握力」に課題が見られる。

(3) 運動習慣等調査の結果

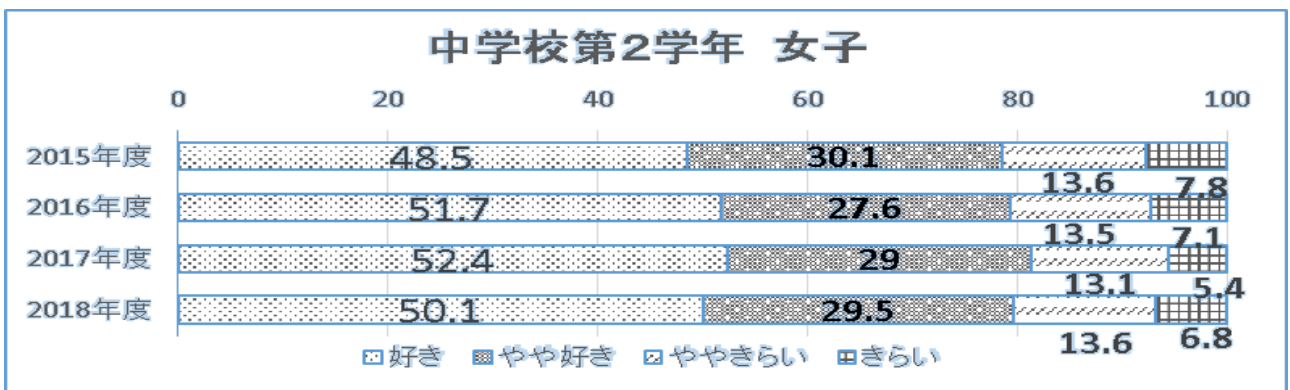
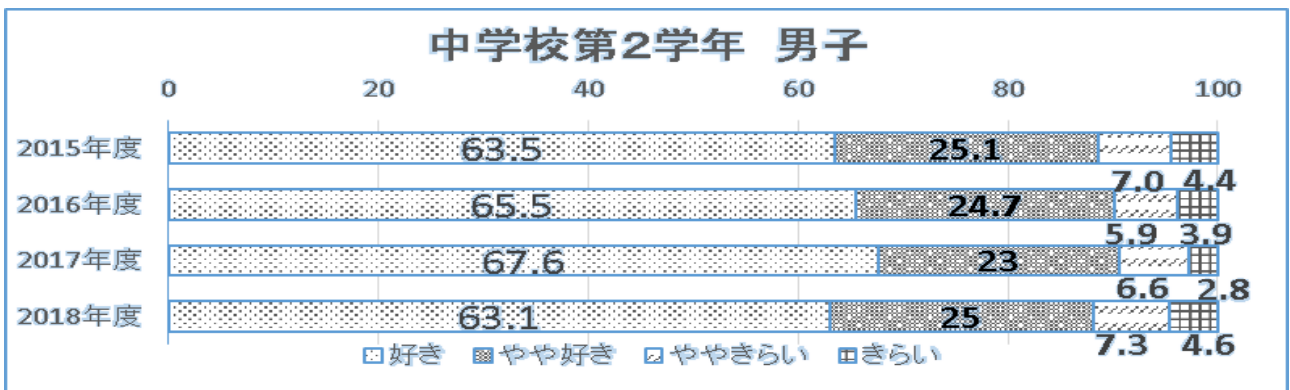
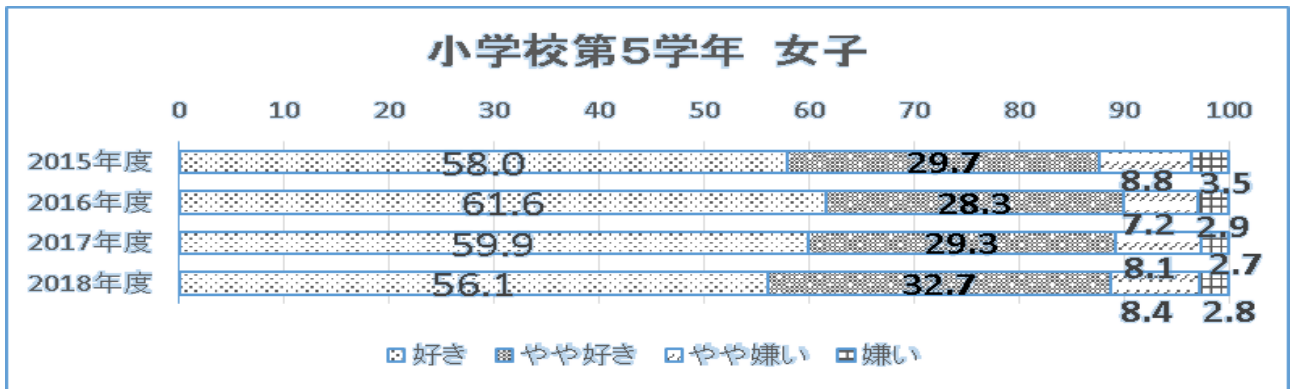
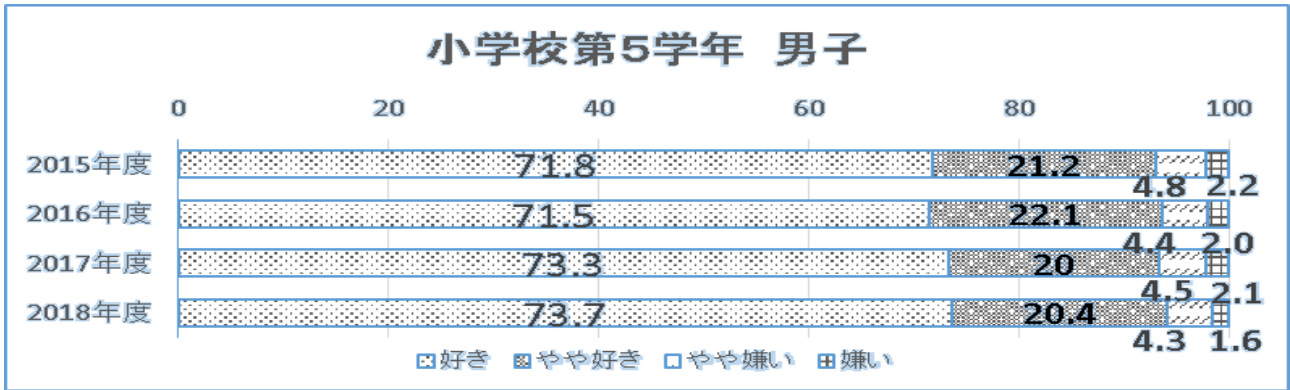
【1週間の総運動時間についての経年変化】



○中学校第2学年は、2015年度から毎年増減はあるものの、全体的に見ると徐々に運動している生徒が増加している。

▲2018年度の中学校第2学年女子においては、約7人に1人がまったく運動していないという結果となった。

【運動やスポーツの好き嫌いについての経年変化】



○小学校第5学年男子では、運動やスポーツを好んでいる割合が徐々に増加しており、2018年度の調査において運動が嫌いと答えた児童の割合は、2015年度以降で最も少ない。
 ▲中学校第2学年では、運動やスポーツを好んでいる割合が、昨年度と比較して、男女とも減少している。

(4) 今後の取組

- 体力向上推進プラン「町田っ子 アクティブ・プロジェクト」の一層の推進
- 小学校連合体育大会プレ大会（野津田陸上競技場）の実施
- 地区ごとの「体力向上パワーアップDAY」の開催
- 研究指定校への支援、研究成果の普及
- 授業改善の3つの柱に関わる優良実践の普及と研修の実施
 - ・意欲や技能を高める「ウォーミングアップ」の工夫
 - ・9年間を見通した「体づくり運動」の充実
 - ・タグラグビーを基にした易しいゴール型ゲーム「町田ボール」の推進
- 「町田っ子 アクティブ・カレンダー」の改訂と優良活用実践の普及

「町田市生涯学習推進計画 2019-2023」について

生涯学習部では、2014年3月に町田市における生涯学習施策の全体像を体系的に示す初めてのアクションプラン（行動計画）として「町田市生涯学習推進計画」を策定し、あらゆる年代への学習機会の提供や多様な学習への支援の充実、学習しやすい環境の整備などの施策を掲げ、様々な事業に取り組んできました。

策定から5年が経過し、社会経済の状況変化とそれに伴う市民の学習課題や興味・関心、地域が抱える課題なども複雑化、多様化しており、時代の変化に対応した効果的な生涯学習の事業を展開していくことが求められています。

このような状況を踏まえ、これまでの取組による成果や課題を振り返り、町田市が目指す教育目標の実現に向けて、新たな「教育プラン 2019-2023」に基づく生涯学習施策の計画的かつ着実な展開を図ることができるよう、「町田市生涯学習推進計画 2019-2023」を策定いたしました。

1 計画の位置づけ

教育プランで定める生涯学習施策を具現化するためのアクションプラン（行動計画）



2 計画期間

2019年度から2023年度までの5年間

3 計画の概要

(1) これまでの計画との相違点

「生涯学習推進計画 2014-2018」

→ 生涯学習部が所管する事業を全般的に記載

「生涯学習推進計画 2019-2023」

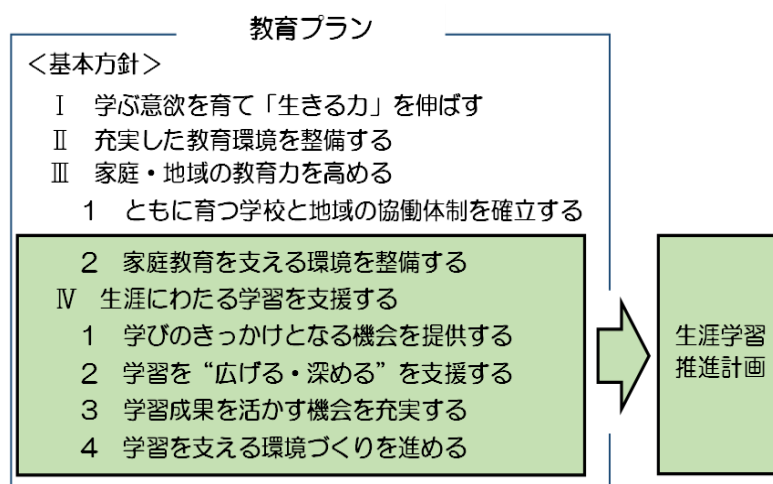
→ 社会経済の状況変化やこれまでの取組の振り返りから認識される課題を着実に解決するため、今後5年間に重点的に推進していくべき取組を記載

(2) 教育プランとの関係と計画の構成、施策体系

【教育目標】

「夢や志をもち、未来を切り拓く町田っ子を育てる。」

「生涯にわたって自ら学び、互いに支え合うことができる地域社会を築く。」



取組総数 39件（うち15件は教育プランに重点事業として記載）

(3) 特徴

① 詳細な進捗管理が行えるよう、取組の記載について年度目標を設定

② 取組の主要な方向性

ア 地域との連携、出張事業等地域における事業展開

（例）取組2-2 歴史・文化資源等を活用した出張事業の推進

取組3-1 地域の課題解決に向けた学習支援

イ 庁内、庁外との連携

取組2-4 学校図書館との連携強化

取組4-2 協働による研究・発表の推進

ウ 学習施設のPR活動の推進、情報発信

取組2-5 生涯学習施設の利用促進

4 計画の進捗管理

「教育委員会の事務の点検及び評価」や各附属機関等の意見を確認し、進捗状況を年度ごとに整理し、毎年度、結果を公表します。

5 市民への公表

町田市ホームページに掲載し、公表します。

町田市生涯学習推進計画

2019 - 2023



2019年3月
町田市教育委員会



はじめに

町田市教育委員会では、2014年3月に町田市における生涯学習施策の全体像を体系的に示す初めてのアクションプランとして「町田市生涯学習推進計画」を策定しました。この基本目標「市民が生涯にわたって、いつでもどこでも自由に学び続け、支え合うことができる社会を目指します」の実現に向け、あらゆる年代への学習機会の提供や多様な学習への支援の充実、学習しやすい環境の整備などの施策を掲げ、様々な事業に取り組んでまいりました。

しかしながら、計画の策定から5年が経過する間に、生涯学習を取り巻く状況は、「人生100年時代」の到来によるライフスタイルの変化や、生産年齢人口の減少と高齢化による構造的収支不足など一段と変化してきています。2018年6月に策定された「町田市公共施設再編計画」では、「公共施設・公共空間のより良いかたち」の実現に向けた今後の方向性として、建物の総量を圧縮する一方、集約化や複合化・多機能化を図り、市民がより身近な場所で生涯学習に触れられるよう、地域の活動拠点に機能を移転することや、地域での事業展開を推進することなどが示されています。

また、2018年の市制60周年から、ラグビーワールドカップ2019、そして東京2020オリンピック・パラリンピックへと続く3ヵ年のシティプロモーション「まちだ〇(まる)ごと大作戦18-20」では、「学び、楽しみ、未来につなげるまちだ」の実現を目指すことを掲げています。生涯学習には、新しい知識を得て、人と出会いつながることで、地域活動や市民活動が盛り上がり、地域や町田の活力を高めていく取り組みが期待されています。

このような状況を踏まえ、時代の変化に対応した効果的な生涯学習の事業展開が図れるように、このたび「町田市生涯学習推進計画」を改定しました。

本計画は、新たに今後5年間に重点的に推進していくべき取組を定めた計画となっています。この計画の着実な推進を図るとともに、これまでの計画で掲げた各事業の取り組みの成果や課題を振り返り継続して進めることにより、「町田市教育プラン2019-2023」に定める教育目標「生涯にわたって自ら学び、互いに支え合うことができる地域社会を築く。」の実現を目指してまいります。

結びに、本計画の改定にあたり、ご尽力をいただいた生涯学習審議会をはじめ各関係機関の委員、市民の皆様に心から感謝申し上げます。

2019年3月

町田市教育委員会

目次

第1章 計画の改定にあたって

1 生涯学習とは.....	2
2 計画改定の背景と目的.....	2
3 計画の位置づけ.....	3
4 計画期間.....	3
5 計画の推進.....	4
生涯学習部の組織図.....	4

第2章 町田市の現状

1 町田市の特色.....	6
2 生涯学習に関わる町田市の取組.....	7

第3章 計画の基本的な考え方

1 「生涯学習推進計画 2014-2018」の振り返り.....	10
2 「生涯学習推進計画 2019-2023」について.....	13
3 教育目標と基本方針.....	13
4 教育プランとの関係と計画の構成.....	13

第4章 計画の推進に向けた施策の展開

「町田市生涯学習推進計画 2019-2023」の体系図.....	16
施策1 家庭教育を支える環境を整備する.....	18
施策2 学びのきっかけとなる機会を提供する.....	22
施策3 学習を“広げる・深める”を支援する.....	29
施策4 学習成果を活かす機会を充実する.....	35
施策5 学習を支える環境づくりを進める.....	41

資料編

町田市生涯学習推進計画検討体制について.....	50
町田市生涯学習に関する市民意識調査（抜粋）.....	52

コラム

・生涯学習に関わる国及び東京都の動向.....	8
・ママだから学びたい！.....	21
・町田が誇る縄文文化.....	28
・町田自由民権カレッジとは？.....	34
・“ことばらんど”ってどんなところ？.....	40
・「まちライブラリー」とは？.....	47

A decorative graphic consisting of three concentric, light blue circular lines that are open at the top and bottom, framing the central text.

第1章

計画の改定にあたって

第1章 計画の改定にあたって

1 生涯学習とは

生涯学習とは、市民一人一人が生涯にわたり、あらゆる機会に、あらゆる場所において主体的に行う学習活動の総称です。内容は教養的なものだけでなく、文化・芸術、スポーツ・レクリエーションなど、幅広い分野を網羅します。また、学習の形態についても、個人学習や、公共機関が実施する講座の受講、民間のカルチャーセンターやスポーツクラブでの活動、仲間とのサークル活動など、多岐にわたります。さらに、知識や技能の習得を意図したものだけでなく、地域活動や学校への協力、ボランティア活動など、活動の中から自然に身についていくものまで生涯学習に含まれます。

生涯にわたって学ぶことは、日常生活での楽しみや心の豊かさにつながるほか、人間関係の構築や視野の拡大等、生活をより良いものにしていきます。加えて、学んだ成果を活かしてボランティアなどの市民活動や地域活動に参画することで、地域を豊かにすることにもつながり、社会的にも大きな役割を果たすこととなります。

〈教育基本法〉

第3条（生涯学習の理念）国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

2 計画改定の背景と目的

町田市教育委員会では、2009年2月に町田市の教育振興基本計画として「町田市教育プラン（以下、「教育プラン」という。）2009-2013」を策定しました。

2014年2月には、2018年度までを計画期間とする「教育プラン 2014-2018」を策定し、生涯学習の一層の拡充、図書館の利便性の更なる向上、文化資源の一層の活用等に重点的に取り組み、生涯学習に関する様々な施策を推進してきました。

一方、「教育プラン」策定以降、社会や経済の状況は目まぐるしく変化を続けてきています。それに伴い、市民の学習課題や興味・関心、地域が抱える課題なども、複雑化・多様化しています。

このような状況を踏まえ、これまでの取組による成果や課題を振り返り、町田市が目指す生涯学習の姿の実現に向けて、2019年度からの5カ年を計画期間とする新たな「教育プラン 2019-2023」を策定しました。

「町田市生涯学習推進計画（以下、「生涯学習推進計画」という。）2019-2023」は、この「教育プラン」に基づく生涯学習施策を、計画的かつ着実に展開することを目的に策定するものです。

3 計画の位置づけ

「生涯学習推進計画」は、「教育プラン」で定める生涯学習施策を具現化するためのアクションプラン（行動計画）です。

2014年度から2018年度においては、生涯学習部は「生涯学習推進計画」「町田市文化財総合活用プラン」「図書館事業計画」「町田市子ども読書活動推進計画」の4つのアクションプラン（行動計画）を策定していました。

2019年度から2023年度においては、各計画の整合をさらに図り、連携を密にして取り組みをすすめるため、「教育プラン」を受けて実施する主要な取組として、それぞれを「生涯学習推進計画」に集約しました。

なお、「町田市子ども読書活動推進計画」については、引き続き策定します。



4 計画期間

本計画の期間は、2019年度から2023年度までの5年間とします。

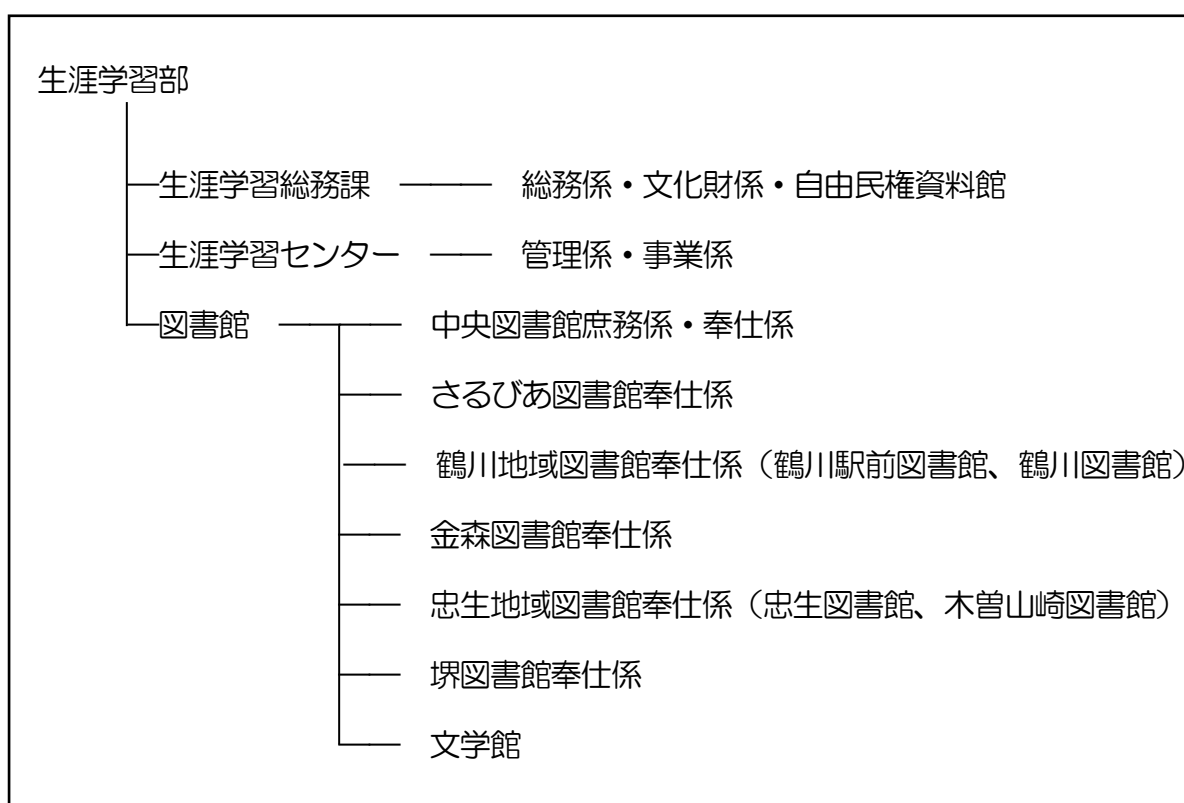
5 計画の推進

本計画は、取組ごとに定めた工程表に基づき確認を行い、着実に推進します。

また、本計画の進捗管理については、「教育委員会の事務の点検及び評価*」や各附属機関等*の意見を確認しながら、進捗状況を年度ごとに整理し、結果を公表します。


生涯学習部の組織図

生涯学習部の組織は下記のとおりです。



*教育委員会の事務の点検及び評価：地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条により、毎年度、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うことが義務付けられています。

*各附属機関等：町田市生涯学習審議会、町田市文化財保護審議会、町田市立図書館協議会、町田市民文学館運営協議会、町田市生涯学習センター運営協議会を指しています。

A decorative graphic consisting of three concentric, light blue circular lines that are open at the top and bottom, framing the central text.

第2章 町田市の現状

第2章 町田市の現状

1 町田市の特色

(1) 概況

町田市は、多摩地域の南部、神奈川県と県境を接する所に位置する、人口42万人を超える首都圏の中核都市です。町田駅周辺は百貨店やファッションビルが立ち並び、市外からも多くの人を訪れる商業地である一方で、市北部の丘陵地域は、里山や田園風景が残り、豊かな自然が首都圏の貴重な財産となっています。

(2) 協働による地域社会づくりの推進

町田市では、地域団体や市民など様々な地域の担い手と協働して、魅力ある地域社会を築き上げるため、市内10地区のうち9地区に「地区協議会*」が設立されています。地区協議会では、地区の現状や課題について話し合い、連携して課題解決に取り組んでいます。さらに、2019年4月からは、地域住民や企業などとの橋渡し役を担い、組織運営の強化を図る「(仮称)地域活動サポートオフィス」を開設します。

(3) 子育てしやすいまちづくり

町田市では、市内5カ所に子どもセンターと地域子育て相談センターを開設するほか、子育て世帯のお母さんに向けた情報誌「まちだ子育てブランドブック」の発行や、子育て世帯向けのウェブサイト「まちだ子育てサイト」の開設、駅から保育所まで子どもを送り迎えする「送迎保育ステーション」を開設するなど、子育て世帯を支援するための取組を多数行っています。

また、子どもたちが今後のグローバル社会で活躍できるよう、市独自の小学校英語教育として、絵本を使った授業づくりや放課後英語教室などの「えいごのまちだ」事業を実施し、子どもたちの英語力を育てています。

これらの取組から子育てしやすいまちとして、多くの子育て世帯に選ばれています。

(4) 生涯学習関連施設

町田市には現在、生涯学習センター、中央図書館と7館の地域図書館ほか、博物館、考古資料室、国際版画美術館、総合体育館、さらには、ひなた村や大地沢青少年センターなどの青少年施設があります。

*地区協議会：地域住民の生活全般に関わっている町内会・自治会と民生委員児童委員協議会、青少年健全育成地区委員会のほか、教育・福祉・防犯・防災・健康・環境等の多様な専門分野で活躍する地区内の各種団体が一つのテーブルに集まり、地区の情報を共有し、地区の課題について話し合い、取り組むべき事業を自ら選択し、事業を実施するための組織のこと。

また、明治期に多摩地域で興った自由民権運動の中心的地域であったことから、国内に3館しかない“自由民権運動”を主題にした「自由民権資料館」があります。さらに、遠藤周作氏をはじめ町田市にゆかりのある文学者が多いことから、地域に根ざした文学活動の拠点として「町田市民文学館ことばらんど」を設置しています。

2 生涯学習に関わる町田市の取組

町田市教育委員会では、「町田市教育に関する総合的な施策の大綱」を尊重し、「教育プラン 2014-2018」に基づき、生涯学習の一層の拡充、図書館の利便性の更なる向上、文化資源の一層の活用等に重点的に取り組み、生涯学習に関する様々な施策を市の各部署や関係機関等と連携しながら推進しています。

町田市生涯学習センター（以下、「生涯学習センター」という。）では、2015年度から、地域との連携事業として鶴川地区協議会が開催している「3 水スマイルラウンジ」において、鶴川地区の歴史や文化を気軽に学べる講座「まなびのひろば」を開催しています。また、市の各部署との連携を促進するため、生涯学習連絡会（お悩み解決 LABO）を立ち上げ、2018年には、大学（学生）との連携・協働をテーマとした連絡会を開催し、「学生との協働、連携ポイント集」を作成しました。

町田市立図書館（以下、「図書館」という。）では、2015年3月から、全館でICタグを利用したセルフ貸出・返却システムを導入し、図書館専用ホームページを開設、同年5月には忠生市民センター内に「忠生図書館」を開館しました。さらに、近くに図書館がない地域の市民向けに、2016年1月から子どもセンターぱお分館で、同年7月から成瀬コミュニティセンターで、図書館資料の予約資料受渡サービスを開始しました。

町田市民文学館ことばらんど（以下、「文学館」という。）では、2016年に開館10周年を迎え、これを記念して、通年で特別イベントを開催しました。夏季展覧会「妖怪がいた！」展では、開館以来最高の16,604人の観覧者数を記録し、イベントでは、阿川佐和子氏や遠藤龍之介氏ら、作家を父にもつ子どもたちの座談会「父を語る」などを開催しました。これらの結果、年間入館者数は69,665人に達しています。

町田市立自由民権資料館（以下、「自由民権資料館」という。）では、2016年度に開館30周年を迎え、常設展をリニューアルしました。さらに記念事業として、研究者によるシンポジウム「民権運動再考Ⅲ 〈激化〉から考える自由民権」や、町田自由民権カレッジ*卒業生による市民協働展と市民協働シンポジウムを開催しました。

また、市にとって歴史的な意義のある多くの文化財を保護、周知するため、現行の指定文化財制度を補完するものとして、2015年4月に新たに登録文化財制度を導入しました。

*町田自由民権カレッジ：自由民権資料館が主催する講座。詳細は34ページのコラム「町田自由民権カレッジとは？」を参照。

生涯学習に関わる国及び東京都の動向

①法律の改正

国は、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、2015年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を改正しました。


②中央教育審議会の答申

2016年5月の中央教育審議会による「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について」の答申では、学習の成果が広く社会的に活用されることによって、さらなる学習活動へとつながることで「学び」と「活動」が循環する生涯学習社会の実現について言及しています。

③東京都生涯学習審議会の建議

2016年2月に、東京都における生涯学習の振興に関し、長期的な展望に立って、広い視野から検討する東京都生涯学習審議会で、保護者や地域住民、そして企業・NPO等社会を構成する様々な主体が今後の教育においてどのような役割を果たしていけるのか、国や中央教育審議会による教育改革の動向を踏まえ、その方向性についてまとめました。

「今後の教育環境の変化に対応した地域教育の推進方策についてー地域教育プラットフォーム構想の新たな展開ー」の建議では、学校・家庭・地域が連携協力する仕組みづくりと考えている地域教育プラットフォーム構想を学校区レベルで取り組むよう支援していくことなどが提言されています。

A decorative graphic consisting of three concentric, light blue circular lines that are open at the top and bottom, framing the central text.

第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 「生涯学習推進計画 2014-2018」の振り返り

町田市教育委員会では、2014年3月に町田市における生涯学習施策の全体像を体系的に示す初めてのアクションプランとして「生涯学習推進計画 2014-2018」を策定し、以下のような施策を進めてきました。

そして、振り返りをおこなう中で、継続して取り組むべき課題や社会情勢の変化に由来する新たな課題を以下のとおり認識しました。

施策1 学習機会の提供

主な取組	成果
○子どもから高齢者まであらゆる世代に学習機会を年間を通じて提供	○親と子の交流ひろば事業や小・中学生向けのブックトーク*等を実施しました。
○生涯学習に関する情報を幅広く収集し、提供する情報収集・発信機能の確立	○季刊生涯学習NAV Iの発行、町田子育てサイトと連携した情報発信のほか、図書館、文学館ではSNS*による情報発信を開始しました。
○市の各部署や関係機関との連携による学習機会の充実	○市の各部署との連携を促進するための連絡会を立ち上げ、大学連携をテーマに「学生との協働、連携ポイント集」を作成し、職員に周知しました。

(今後の課題)

- ・事業アンケートの結果でも、育児に関する悩み・不安の声が聞かれます。家庭教育を支援できるよう、保護者向けの学習機会の提供や環境づくりを引き続き進める必要があります。また、子どもの頃から読書に親しんでもらえる環境づくりを引き続き進める必要があります。
- ・学習情報を市民により効果的に届けられるよう、例えば他団体が発行している情報誌との連携を図るなど情報発信の手法について検討する必要があります。
- ・多様化する学習ニーズにより幅広く応えられるよう、大学図書館など関係機関との連携をさらに深めていく必要があります。

*ブックトーク：本の面白さを伝えたり、本への関心を高めるため、図書館員等が複数の聞き手に、ある一定のテーマに沿って本の内容を紹介すること。

*SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、会員制のサイト上で写真や文章等を公開し、会員同士で交流できる機能を提供するサービス。

施策2 自主的な学習の支援

主な取組	成果
○地域の課題解決に向けた市民団体等への資料・情報提供などによる活動支援	○鶴川地区協議会が開催している「3水スマイルラウンジ」へのプログラム活動支援を行うとともに、関連資料を鶴川駅前図書館内の展示コーナーに設置しました。
○学習施設の貸出による市民の継続的な学習活動の場の提供	○2017年度からは施設予約システムにおける個人登録制度を開始するとともに、代表者の年齢要件を20歳以上から18歳以上に緩和しました。
○新たな学習意欲につなげるための市民の学習成果を活かす機会の充実	○生涯学習ボランティアバンク事業の普及促進のため、一日体験講座を実施しました。

(今後の課題)

- ・地域の課題解決に向けて住民自らが行動できるよう、さらに学習活動を支援していく必要があります。
- ・より多くの市民に学習施設を知ってもらい、幅広い世代の利用につながるよう、さらなるPR活動を進める必要があります。
- ・生涯学習ボランティアバンク事業の実施手法や、さらなる普及促進のための取り組みについて検討し、事業を推進する必要があります。

施策3 学習環境の整備

主な取組	成果
○地域図書館の新設による学習施設の充実	○2015年5月に忠生市民センター内に忠生図書館を開館しました。
○図書貸出サービスの充実による利便性の向上	○図書館全館でICタグを利用したセルフ貸出・返却システムを導入しました。また、子どもセンターばお分館、成瀬コミュニティセンターで、図書館資料の予約資料受渡サービスを開始しました。
○学習事業や施設運営の改善につなげることを目的としたPDCAサイクルによる事業評価の導入・運用	○生涯学習センター運営協議会や図書館協議会等外部委員による事業評価を実施しました。

(今後の課題)

- 大学図書館や地域文庫、まちライブラリーなど本に触れることができる施設が市内の各地域にある利点を活かし、これらの施設と連携して読書活動を推進する必要があります。
- 今後の社会状況の変化やニーズの多様化を見据えた施設運営、事業の実施手法等について検討する必要があります。
- 市民のニーズや社会の変化に対応した学習環境を提供していくために、施策や事業の検証、調査・研究を行い、さらなる改善につなげる必要があります。

施策4 文化資源の保全・活用の促進

主な取組	成果
○町田の歴史やゆかりの作家などを紹介する展示・展覧会等の定期的な実施	○展示・展覧会等の定期実施のほか、2016年には文学館で開館10周年、自由民権資料館で開館30周年を迎え、これを期に、それぞれ通年で特別イベントを開催しました。
○遺跡や古民家などの適切な整備・改修による良好な状態での維持管理	○高ヶ坂石器時代遺跡*は牢場遺跡の整備工事を実施し、敷石住居の覆屋建替え工事が完了しました。 村野常右衛門生家*は保存工事が完了しました。
○指定文化財制度で対象外であった文化財を保護・周知する登録文化財制度の導入	○現行の指定文化財制度を補完するものとして、2015年4月に新たに登録文化財制度を導入しました。

(今後の課題)

- 子どもの頃から町田市の歴史や文化、文学により多くふれてもらえるよう、学校や子どもセンターでの講座や市民センターなどでの展示の実施など、引き続き出張事業を進めていく必要があります。
- 貴重な文化資源を後世に伝えていけるよう、適正な維持管理を継続して行っていく必要があります。
- 地域への愛着や誇りを育むきっかけとなるよう、地域の文化資源の公開・活用を一層進めていく必要があります。

*高ヶ坂石器時代遺跡：牢場・稻荷山・八幡平遺跡の3地点からなる縄文時代の集落跡。国内で初めて敷石住居跡が発見（牢場遺跡）され、大正15年に国の史跡に指定された。

*村野常右衛門生家：町田を代表する自由民権運動家の生家。野津田公園内に移築復元されている。

2 「生涯学習推進計画 2019-2023」について

「生涯学習推進計画 2014-2018」は生涯学習部が所管する事業を全般的に記載していました。「生涯学習推進計画 2019-2023」では、10ページから12ページに記した「今後の課題」を着実に解決するため、今後5年間に重点的に推進していくべき取組を定めるものです。

3 教育目標と基本方針

「教育プラン 2019-2023」では、「教育目標」と「基本方針」を以下のとおり定めています。

○教育目標

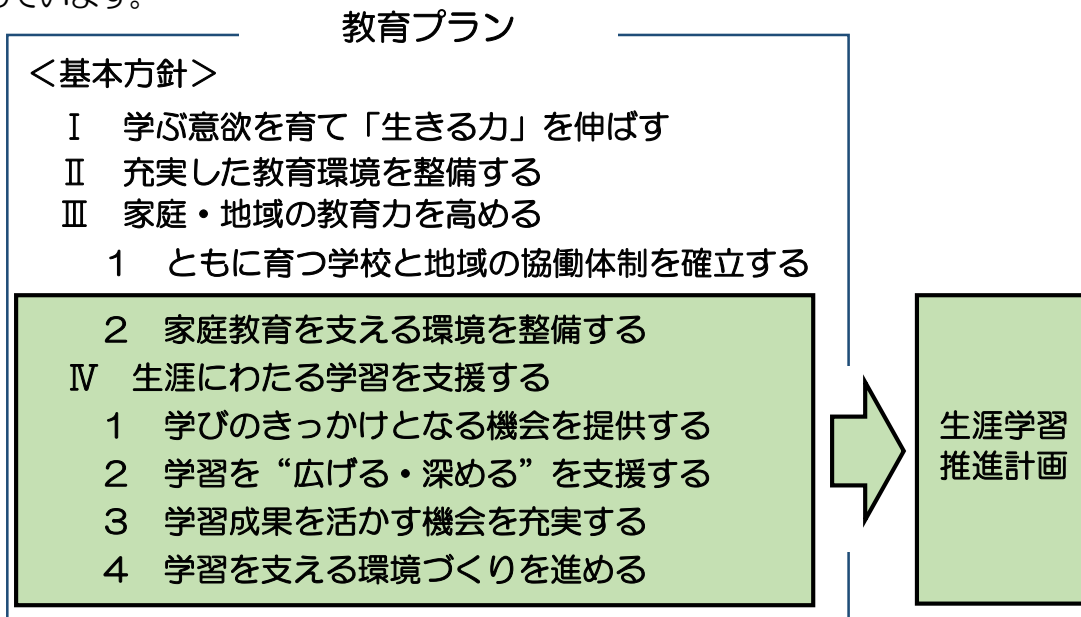
夢や志をもち、未来を切り拓く町田っ子を育てる。
生涯にわたって自ら学び、互いに支え合うことができる地域社会を築く。


○基本方針

- I 学ぶ意欲を育て「生きる力」を伸ばす
- II 充実した教育環境を整備する
- III 家庭・地域の教育力を高める
- IV 生涯にわたる学習を支援する

4 教育プランとの関係と計画の構成

「生涯学習推進計画 2019-2023」は、「教育プラン 2019-2023」で定める「教育目標」と「基本方針（Ⅲ・Ⅳ）」を受け、それを実現するための施策と、課題解決に向けた取組からなります。なお、教育プランで定めた「重点事業」を中心に39の取組を定めています。

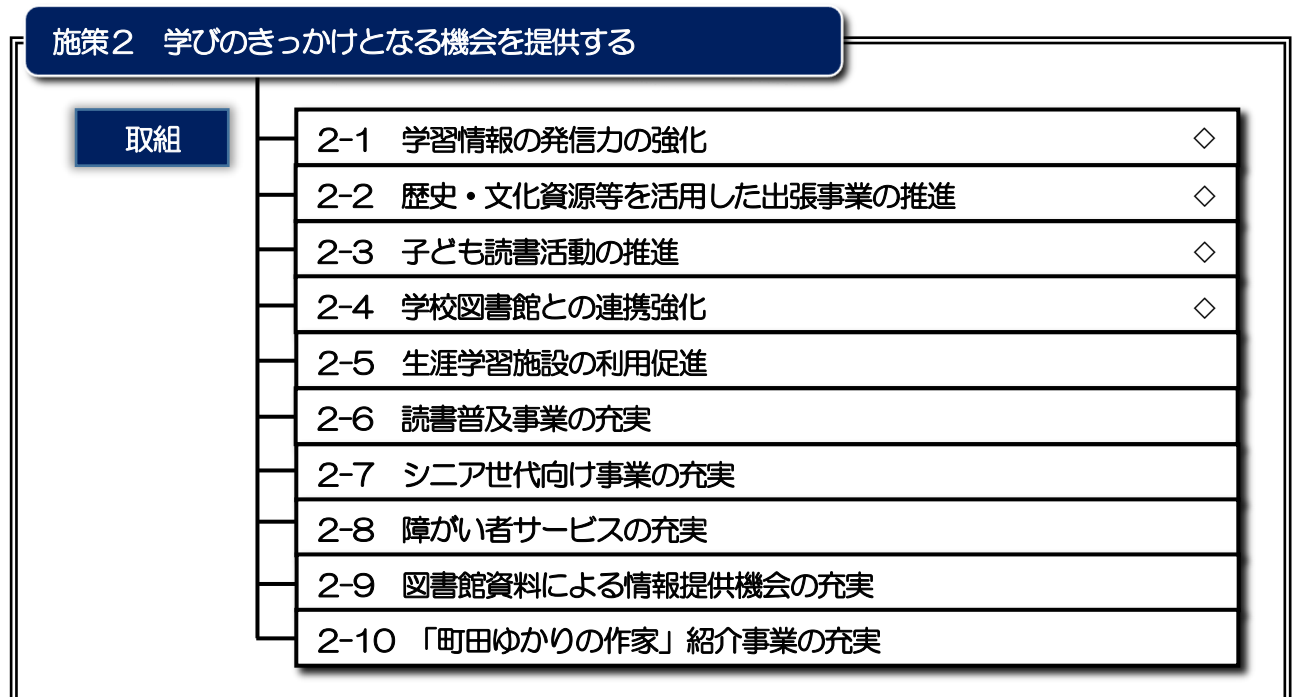
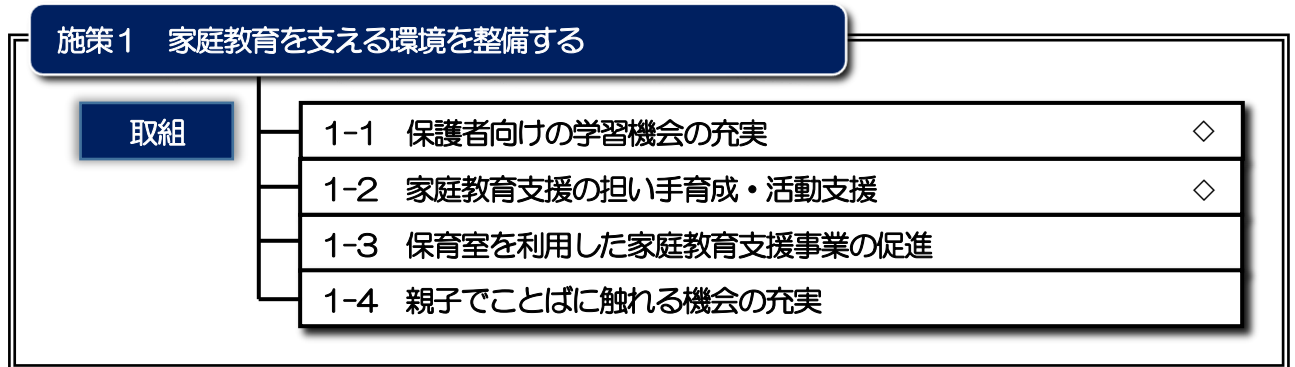




第4章
計画の推進に向けた
施策の展開

第4章 計画の推進に向けた施策の展開

「町田市生涯学習推進計画 2019-2023」の体系図



施策3 学習を“広げる・深める”を支援する

取組

- 3-1 地域の課題解決に向けた学習支援 ◇
- 3-2 町田の歴史情報の提供 ◇
- 3-3 「文学の扉」事業の推進 ◇
- 3-4 文化財の維持・保護・復旧の推進
- 3-5 文化財の公開・活用の充実
- 3-6 展示事業の充実
- 3-7 講座・講演会事業の充実
- 3-8 レファレンスサービスの充実

施策4 学習成果を活かす機会を充実する

取組

- 4-1 市民提案型事業の推進 ◇
- 4-2 協働による研究・発表の推進 ◇
- 4-3 地域で活動するボランティアの養成・支援 ◇
- 4-4 学習成果の発表機会の支援
- 4-5 生涯学習ボランティアバンク事業の推進
- 4-6 障がい者の学習成果を発表する場の充実
- 4-7 図書館運営の地域協働化の促進
- 4-8 市民の文学活動への支援

施策5 学習を支える環境づくりを進める

取組

- 5-1 支援が必要な人への学習機会の提供 ◇
- 5-2 本と出会う場所の創出 ◇
- 5-3 文化財の保存と活用環境の整備 ◇
- 5-4 歴史・文化資源の調査・研究・保存
- 5-5 図書館利用者の利便性の向上
- 5-6 地域資料の活用の推進
- 5-7 市民のニーズに合った図書館事業の実施
- 5-8 町田の文学の継承
- 5-9 文学財産の保存

◇…教育プラン重点事業

施策1 家庭教育を支える環境を整備する

<現状と課題>

- 家庭教育は、全ての教育の出発点であり、子どもが生活習慣や豊かな情操、倫理観や社会的マナーなどを身につけるうえで、重要な役割を果たすものです。
- 家族形態の変容、地域の間人関係の希薄化などの影響もあり、家庭教育に関する相談をできる相手が身近に見つけにくく、保護者が孤立化する傾向がみられます。
- 家庭教育に関する情報は、インターネットを中心に様々な媒体で発信されていますが、それらの情報の中から適切な情報を選択することが難しく、かえって保護者の悩みを深めてしまうなど、家庭教育を行う困難さが指摘されています。
- 子育て中の保護者が、子育てのスタート期から安心して子どもたちを育てていくことができるよう、地域ぐるみで家庭教育を支える環境を整備することが重要です。

<取組>

- 1-1 保護者向けの学習機会の充実
- 1-2 家庭教育支援の担い手育成・活動支援
- 1-3 保育室を利用した家庭教育支援事業の促進
- 1-4 親子でことばに触れる機会の充実



▲家庭教育を支える環境を整備する
乳幼児の保護者向け講座の様子



▲「ちちんぷいぷい」(0~1歳児対象
おはなし会)でのわらべ唄遊びの様子

■取組1-1 保護者向けの学習機会の充実【◇】	生涯学習センター
-------------------------	----------

事業概要	保護者を対象に、子どもの年齢や成長に応じて生じる悩みや問題の解消につなげる学習機会を提供します。実施にあたっては、保護者をはじめ学校、PTAなど幅広くニーズを調査し、事業内容に反映していきます。				
これまでの取組	0歳児・1歳児とその保護者、妊婦を対象とした「まなびのひろば事業」、乳幼児期から思春期までの保護者向けの学習講座を定期的実施しています。				
活動指標	指標		現状値（2017年度）	目標値（2023年度）	
	①まなびのひろば*延べ参加者数		698人	880人	
	②家庭教育講座延べ参加者数		459人	570人	
工程表	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	保護者の学習機会の把握		アンケート等によるニーズ調査・事業内容への反映		
	各種学習事業の実施				
年度目標（指標①）	730人	760人	800人	840人	880人
年度目標（指標②）	480人	500人	520人	540人	570人

*まなびのひろば：生涯学習センターで実施する市内在住の0歳児・1歳児とその保護者、または妊婦を対象とした子育てに関するひろば事業。手遊びやスキンシップ遊び、絵本の読み聞かせ、保護者同士の情報交換などを行う。

■取組1-2 家庭教育支援の担い手育成・活動支援【◇】	生涯学習センター
-----------------------------	----------

事業概要	まなびのひろば事業や子育て講座などの学習機会を地域で展開できるよう、担い手を育成します。実施にあたっては、関係機関と連携しながら、ニーズの把握、育成プログラムや修了後の活動拠点などの検討を進め、家庭教育支援の充実を図ります。				
これまでの取組	家庭教育支援の担い手を育成する事業として「家庭教育支援学級」を実施しています。				
活動指標	指標		現状値（2017年度）	目標値（2023年度）	
	①担い手育成事業修了者数（累計）		31人	164人	
	②修了者が企画した学習事業数		3事業	5事業	
工程表	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	育成プログラム及び活動支援手法の研究		担い手育成事業の実施 修了者の活動支援の実施		
	修了者が企画した学習事業（3事業）実施		修了者が企画した学習事業（4事業）実施		修了者が企画した学習事業（5事業）実施
年度目標（指標①）	31人	62人	95人	129人	164人
年度目標（指標②）	3事業	3事業	4事業	4事業	5事業

■取組1-3 保育室を利用した家庭教育支援事業の促進	生涯学習センター
-----------------------------------	----------

事業概要	子育て中の市民が親子向けイベントや講座により多くの参加機会を得られるよう、また自ら活動することができるよう、市民活動団体や市の各部署に働きかけを行い、生涯学習センターの保育室を活動の場とした家庭教育支援事業の促進を図ります。				
これまでの取組	保育室は、生涯学習センターが直接事業に使用するほか、ホールや学習室等で市民の学習活動がある際に補助的に利用されています。				
活動指標	指標		現状値（2017年度）	目標値（2023年度）	
	保育室の年間施設利用回数		280回	380回	
工程表	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	情報収集 周知方法の 検討	検証	検証結果に基づく周知活動の見直し		
	市民活動団体への周知・市の各部署との調整				
年度目標	290回	300回	320回	350回	380回

■取組1-4 親子でことばに触れる機会の充実	文学館
-------------------------------	-----

事業概要	子どもたちの感受性を育むことができるよう、わらべ唄遊びや絵本の読み聞かせ、ことば遊びなどを通じて、コミュニケーションの基本・文学への入り口となる「ことば」に触れる機会を提供します。保護者にもその楽しさを体験してもらうことで、家庭での教育や親子のコミュニケーションに活かせる内容となるよう実施します。実施にあたっては、参加者のニーズを把握し、事業内容に反映していきます。				
これまでの取組	0～4歳児とその保護者を対象にわらべ唄や絵本の読み聞かせを行う「ちちんぷいぷい」、「2歳児あつまれ!」、「3・4歳児あつまれ!」を実施しています。また、3歳から小学生の子どもとその保護者を対象に、リトミックとことば遊びを取り入れた「クリスマスおたのしみ会」を実施しています。				
活動指標	指標		現状値（2017年度）	目標値（2023年度）	
	乳幼児から小学生とその保護者を対象とした事業数		7事業	9事業	
工程表	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	アンケート等による ニーズの把握		ニーズの事業への反映		
	各種学習事業 (7事業) 実施		各種学習事業 (8事業) 実施		各種学習事業 (9事業) 実施
年度目標	7事業	7事業	8事業	8事業	9事業

ママだから学びたい！

「仕事は？」「子育ては？」初めての子育てに戸惑っている新米ママ。不安なのはみんな一緒です。地域での人間関係が希薄化している中で、初めての育児に戸惑いや不安を抱えながらも、毎日育児に奮闘する新米ママたち。子育てで毎日忙しいけれど、私らしく輝きたい！そんなママたちが安心して町田で子育てするために学習機会を提供しています。

専門家の講義を聞いたり、ママ同士で語り合ったりしながら、町田でのこれからの暮らし、働き方、将来のビジョンを描いて、前向きに子育てしましょう。

生涯学習センターは、「学びたい！」ママを応援します。

施策2 学びのきっかけとなる機会を提供する

<現状と課題>

- 学習は、知識や技能の習得だけでなく、日常生活の楽しみや心の豊かさにつながるほか、人間関係の構築や視野の拡大、生活課題や地域課題の解決等、続けていく中で様々な効果をもたらすことが期待されるものです。
- 市の生涯学習施設の認知度は低く、施設の利用者数や主催事業の参加者数は伸び悩んでいる状況です。そのため、生涯学習への関心を高め、継続的な学びにつなげていくきっかけとなるよう、より身近な学習機会を提供する必要があります。
- 歴史や文化に触れることは、その地域を知り、愛着や誇りを生むきっかけとなります。そのため、より身近に町田市の歴史や文化に触れられる機会を提供する必要があります。
- 学年が上がるにつれ、子どもが本を読む機会は少なくなる傾向にあります。そのため、子どもの頃から身近に本があり、読書習慣を身につけてもらえる環境づくりを進める必要があります。

<取組>

- 2-1 学習情報の発信力の強化
- 2-2 歴史・文化資源等を活用した出張事業の推進
- 2-3 子ども読書活動の推進
- 2-4 学校図書館との連携強化
- 2-5 生涯学習施設の利用促進
- 2-6 読書普及事業の充実
- 2-7 シニア世代向け事業の充実
- 2-8 障がい者サービスの充実
- 2-9 図書館資料による情報提供機会の充実
- 2-10 「町田ゆかりの作家」紹介事業の充実



▲東京文化財ウィーク（2016年）



▲おひざでだっこのおはなし会

■取組2-1 学習情報の発信力の強化【◇】	生涯学習センター
-----------------------	----------

事業概要	学習情報をより多くの市民に提供できるよう、町田市ホームページモバイル（スマートフォン版）の学習情報誌「生涯学習NAVI」の利用促進を図ります。さらに、他団体で発信している情報誌やホームページなどの情報発信媒体との連携を図り、情報発信力を強化します。				
これまでの取組	ホームページや「生涯学習NAVI」の内容を見直しました。また、学習情報に関するポータルサイトの構築に向けて検討しました。				
活動指標	指標		現状値（2017年度）	目標値（2023年度）	
	①スマートフォン版「生涯学習NAVI」の利用促進に向けた取組の実施		未実施	実施（2020年度）	
	②新たな情報発信媒体の活用		未実施	活用（2021年度）	
工程表	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	利用促進に向けた手法の検討	スマートフォン版「生涯学習NAVI」利用促進に向けた取組の実施・検証			
	情報発信媒体の把握・検討	媒体活用に向けた調整	新たな媒体の活用・検証		
年度目標（指標①）	検討	実施・検証	実施・検証	実施・検証	実施・検証
年度目標（指標②）	情報発信媒体の把握・検討	媒体活用に向けた調整	活用・検証	活用・検証	活用・検証

■取組2-2 歴史・文化資源等を活用した出張事業の推進【◇】	文化財係・自由民権資料館・文学館
--------------------------------	------------------

事業概要	町田市の歴史や文化についてより多くふれてもらえるよう、学校や子どもセンターでの講座や市民センターなどでの展示の実施、他部署が主催するイベントへの参加など、歴史・文化に関する資源や情報を活用した学習事業を様々な地域で展開します。				
これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習総務課では、市庁舎イベントスタジオでの東京文化財ウィークに合わせた企画展示や青少年施設ひなた村などでの文化財の展示を行うほか、自治体主催の歴史講座や大学の講義、中学校の歴史の授業などでの出張講義を行っています。 文学館では、小学校での出張講座として、町田ゆかりの俳人の紹介と俳句クイズを行う「俳句であそぼう！」や、市庁舎イベントスタジオでの出張展示を実施しています。 				
活動指標	指標		現状値（2017年度）	目標値（2023年度）	
	出張事業（展示・イベント・講座等）の実施件数		28件	40件	
工程表	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	事業内容の検証	検証を踏まえた新たな事業の実施			
	出張事業の実施及び周知、関係機関への働きかけ				
年度目標	30件	32件	34件	37件	40件

■取組2-3 子ども読書活動の推進【◇】	図書館
-----------------------------	-----

事業概要	生涯にわたって主体的に読書をする習慣を身に付けることができるよう、子ども読書活動の推進に関する全市的な取組をまとめた「第四次町田市子ども読書活動推進計画（2020年度～2024年度）」を策定・推進します。特に、子どもの読書活動に合わせた図書資料の充実とともに、小学校英語の教科化などの動向を踏まえ、外国語の絵本・児童書等を重点的に整備します。				
これまでの取組	第三次町田市子ども読書活動推進計画（2015年度～2019年度）に基づき、庁内各部署で計32の取組を実施するとともに、計画の進捗管理を「子ども読書活動推進計画推進会議」を通じて行っています。				
活動指標	指標		現状値（2017年度）	目標値（2023年度）	
	①第四次町田市子ども読書活動推進計画の策定		第三次計画に基づく事業の実施	策定完了（2019年度）	
	②外国語の絵本・児童書の蔵書数		3,966冊	6,500冊	
工程表	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	第四次計画の策定	第四次計画に基づく事業の推進 推進会議を通じた事業の進捗確認の実施			
	外国語の絵本・児童書の計画的購入・活用 利用状況等の検証				利用状況等の検証
年度目標（指標①）	第四次計画の策定完了	事業の推進進捗確認	事業の推進進捗確認	事業の推進進捗確認	事業の推進進捗確認
年度目標（指標②）	4,500冊	5,000冊	5,500冊	6,000冊	6,500冊

■取組2-4 学校図書館との連携強化【◇】	図書館
------------------------------	-----

事業概要	小・中学校の学校図書館への支援や子どもの読書活動を充実させるために、図書館から学校図書館への貸出のしつみを改善するなど、支援方法を見直して、学校図書館と図書館との連携を強化します。				
これまでの取組	さるびあ図書館を拠点に、「学校図書館支援貸出」（しらべ学習等に対応して、図書館が選書を行って提供する）により、小・中学校の学校図書館へ本を車で配本するサービスを行っています。また、学校図書指導員への研修に協力しています。				
活動指標	指標		現状値（2017年度）	目標値（2023年度）	
	①学校図書館支援貸出利用校数		35校	42校	
	②学校図書館支援貸出数		3,768冊	4,500冊	
工程表	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	学校図書館支援貸出の実施				
	新たな支援内容の検討	貸出方法等の改善 新たな支援の実施			支援内容の検証
年度目標（指標①）	35校	37校	39校	40校	42校
年度目標（指標②）	3,800冊	4,080冊	4,220冊	4,360冊	4,500冊

■取組2-5 生涯学習施設の利用促進	文化財係・自由民権資料館・ 生涯学習センター・ 図書館・文学館
--------------------	---------------------------------------

事業概要	より多くの市民に生涯学習施設を知ってもらい、幅広い世代の利用につながるよう、リーフレットやホームページ、SNSを利用した情報発信のほか、各施設の相互PRをはじめ、市内外の各機関と連携したPR活動を進めます。				
これまでの取組	リーフレットやホームページ、SNSを利用した情報発信を行っています。				
活動指標	指標		現状値（2017年度）	目標値（2023年度）	
	①連携して行うPR活動件数		4件	10件	
	②SNS発信数		219回	800回	
工程表	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	新たな連携先の検討・調整	新たな連携先とのPR活動の実施	検証	検証結果に基づくPR活動の見直しと実施	
	SNSを利用した情報発信				
年度目標（指標①）	5件	6件	7件	8件	10件
年度目標（指標②）	520回	610回	670回	720回	800回

■取組2-6 読書普及事業の充実	図書館
------------------	-----

事業概要	インターネットやスマートフォンの普及により、読書量が減っていると言われていいます。小学生以下の子どもの読書のきっかけとなる事業や、中高生を対象とした図書館に足を運ぶきっかけとなるイベントを行うなど、18歳以下へ向けた取組を強化します。				
これまでの取組	小学1年生を対象に「としょかんいちねんせい*」を実施しました。小学校高学年、中学生、高校生を対象にPOP（本の紹介カード）を応募する「まちだライブ・ラリー」を実施しました。				
活動指標	指標		現状値（2017年度）	目標値（2023年度）	
	18歳以下の方の利用登録につながる事業数		2事業	4事業	
工程表	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	事業の実施・検討	3事業実施		4事業実施	
			事業内容の検証		事業内容の検証
年度目標	2事業	3事業	3事業	4事業	4事業

*としょかんいちねんせい：公立小学校の新1年生に引換券（兼・利用登録用紙）を配布し、図書館・文学館に引換券を持参した児童にカードケースを贈る事業。

■取組2-7 シニア世代向け事業の充実	図書館
----------------------------	-----

事業概要	いつでもだれでも気軽に利用できるという図書館の強みを活かし、地域の図書館で認知症予防の講座を市民と協働して実施するなど、シニア世代が住み慣れた地域でいきいきと健康に暮らしていくための取組を行います。				
これまでの取組	未実施				
活動指標	指標		現状値（2017年度）	目標値（2023年度）	
	シニア世代を対象とした事業数		未実施	2事業	
工程表	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	実施検討	1事業実施		2事業実施	
		事業内容の検証		事業内容の検証	
年度目標	実施検討	1事業	1事業	2事業	2事業

■取組2-8 障がい者サービスの充実	図書館
---------------------------	-----

事業概要	通常の活字による読書が困難な人の学びのきっかけとなるよう、マルチメディアDAISY（デージー）*の貸出を拡充するなど、より対象者を広げた障がい者サービスを行います。				
これまでの取組	視覚障がいなどで活字を読むことが困難な人、寝たきりなどで図書館への来館が困難な人へのサービスを行っています。さらに、視野狭窄などにより読書が困難な人を対象に、リーディングトラック（読書補助具）の貸出を実施しています。				
活動指標	指標		現状値（2017年度）	目標値（2023年度）	
	通常の活字による読書が困難な人を対象とした事業数		1事業	3事業	
工程表	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	事業の実施・検討	2事業実施		3事業実施	
		事業内容の検証		事業内容の検証	
年度目標	1事業	2事業	2事業	3事業	3事業

*マルチメディアDAISY（デージー）：音声と一緒に、文字や絵、写真などを見ることができるパソコンで読む本のこと。

■取組2-9 図書館資料による情報提供機会の充実 図書館

事業概要	町田市の施策や町田市の魅力をより多くの市民にPRするために、図書資料の展示方法やPRを改善しながら、「本の特集コーナー」による情報提供機会の充実を図ります。				
これまでの取組	2015年度から町田市の施策をPRするための「本の特集コーナー」を市の各部署と連携して行っています。市の施策を市民に役立ててもらうとともに、図書館利用者を増やす取り組みのひとつとなっています。				
活動指標	指標		現状値（2017年度）	目標値（2023年度）	
	他部署や他機関と連携した「本の特集コーナー」の実施数		19回	33回	
工程表	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	改善点の洗い出し	改善案の実施	改善点の洗い出し	改善案の実施	改善点の洗い出し
年度目標	19回	26回	26回	33回	33回

■取組2-10 「町田ゆかりの作家」紹介事業の充実 文学館

事業概要	中学生を対象に町田ゆかりの作家*を紹介し、町田市への愛着をさらに持ってもらうきっかけとなるよう、パンフレット「町田の文学ガイド」を作成します。				
これまでの取組	大人向けの資料として、展覧会で紹介した町田ゆかりの作家を図録にまとめています。				
活動指標	指標		現状値（2017年度）	目標値（2023年度）	
	「町田の文学ガイド」作成		未実施	作成・配布	
工程表	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	他市事例等の調査	ゆかり作家情報の整理・調査	企画立案・編集方針の決定	原稿作成校正作業	印刷・完成配布
年度目標	調査完了	調査完了	編集方針の決定	原稿完成	完成・配布

*町田ゆかりの作家：遠藤周作や森村誠一など、その生涯や作品が町田市と深く関わり、文学の分野で一定の社会的評価を受けている小説家、歌人、俳人、詩人、絵本作家、漫画家等。

町田が誇る縄文文化

縄文時代はおよそ 15000 年前～2300 年前までの約 1 万年余り続いた狩猟採集の時代です。町田市の縄文出土品はこの長期間の推移をたどることができる充実した内容を誇ります。例えば日本最古級の隆起線文土器（なすな原遺跡出土）、岡本太郎が見たら括目したであろう約 5000 年前の深鉢形土器（忠生遺跡出土）、約 3300 年前の大英博物館でも展示公開された異形台付土器（鶴川遺跡出土）や北海道の国宝土偶と同じ様式の「まっくう」と呼ばれる中空土偶（田端東遺跡出土）、約 3000 年前の縄文工芸の極致といわれる造形の透かし彫付土製耳飾り（なすな原遺跡出土）などです。これらの多くは町田市考古資料室で公開しています。

また、市内には見学できる指定史跡が縄文時代だけで 3 か所あります。我が国初の発見となった高ヶ坂石器時代遺跡の敷石住居跡は約 4400 年前のもので大正 15 年に国の指定史跡になりました。市立博物館の脇にある約 6000 年前の集落である本町田遺跡と、多摩境駅から徒歩 7 分程度で行ける田端環状積石遺構（ストーンサークル）は共に東京都指定史跡です。

施策3 学習を“広げる・深める”を支援する

<現状と課題>

- ・市民一人一人が自分に合った学習を継続的に行い、学びを深めていってもらえるよう、学習の段階や課題に応じた多様な支援を行っていく必要があります。
- ・各地域には、様々な分野の課題があり、これらの課題を解決するためには、地域の実情に応じたまちづくりに住民自らが取り組んでいくことが重要です。そのためには、住民一人一人が地域に関心や愛着をもち、考え、学び合いながら知識や技能等を習得していくことが必要です。
- ・市民活動や地域活動への参加率は高くはないものの、参加に前向きな市民は多く、また、参加に向けての学習へのニーズが高まっています。
- ・多くの人々が、地域の歴史や文化を学ぶことに関心があり、町田市の歴史や文化を活かした学習事業を充実する必要があります。

<取組>

- 3-1 地域の課題解決に向けた学習支援
- 3-2 町田の歴史情報の提供
- 3-3 「文学の扉」事業の推進
- 3-4 文化財の維持・保護・復旧の推進
- 3-5 文化財の公開・活用の充実
- 3-6 展示事業の充実
- 3-7 講座・講演会事業の充実
- 3-8 レファレンスサービスの充実



▲鶴川地区協議会「3水スマイルラウンジ」
学びのひろば



▲町田自由民権カレッジでの
フィールドワーク

■取組3-1 地域の課題解決に向けた学習支援【◇】 生涯学習センター

事業概要	地区協議会をはじめとした地域団体や関係機関と連携・協働しながら、住民自らが課題を見つけ出し、解決に向けて行動できるよう学習支援を進めていきます。				
これまでの取組	鶴川地区の交流促進や様々な困りごとの相談の場となっている鶴川地区協議会主催「3水スマイルラウンジ」にて「学びのひろば」を共催し、地域の歴史や文化を理解する講座などを実施しています。				
活動指標	指標		現状値（2017年度）	目標値（2023年度）	
	連携事業を実施した地区協議会の数（累計）		1地区	5地区	
工程表	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	各地区協議会への働きかけ				
	地区協議会との連携事業の実施（1地区）	検証	地区協議会との連携事業の実施（1地区）	検証	地区協議会との連携事業の実施（2地区）
	2地区	検証	3地区	検証	5地区

■取組3-2 町田の歴史情報の提供【◇】 文化財係・自由民権資料館

事業概要	市民の郷土への理解や愛着がさらに深まるよう、町田の歴史をわかりやすく伝える「町田デジタルミュージアム*」を構築し、公開します。				
これまでの取組	新規事業				
活動指標	指標		現状値（2017年度）	目標値（2023年度）	
	町田デジタルミュージアム構築の進捗		未実施	システム構築完了、公開（2022年度）	
工程表	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	歴史資料分構築・公開	考古資料分構築・公開	考古及び民俗資料分構築・公開	公開	
	歴史コンテンツ編集				
	歴史資料分公開	考古資料分公開	考古及び民俗資料分公開	公開	公開・検証

*町田デジタルミュージアム：町田市が所蔵する考古、歴史、民俗資料をデジタル化し、インターネット上で閲覧できるようにする仕組みのこと。

■取組3-3 「文学の扉」事業の推進【◇】		文学館			
事業概要	より多くの市民に文学やことばに親んでもらえるよう、町田ゆかりの作家の紹介や文学・ことばの魅力伝える展覧会を、ことばに関連する他ジャンルを幅広く取り込みながら、より柔軟で多様な内容により実施します。また、若年層を対象とした創作活動などの学習事業を充実します。				
これまでの取組	町田ゆかりの作家を紹介する展覧会を中心に年4回の企画展を実施しています。また、0歳児・1歳児対象のおはなし会「ちちんぷいぷい」や小学生対象の俳句実作講座「子ども俳句教室」、一般対象の文学やことばに関する講演会など、ライフステージに合わせた学習事業を実施しています。				
活動指標	指標		現状値（2017年度）	目標値（2023年度）	
	①展覧会を通じ、新たな興味や学習意欲につながった人の割合（観覧者アンケート）		84%	90%	
	②中高生から20歳代を対象とした事業数		1事業	3事業	
工程表	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	展覧会の実施、内容の検証・改善				
	若年層対象事業の実施・検討	若年層対象事業（2事業）実施		若年層対象事業（3事業）実施	
年度目標（指標①）	86%	87%	88%	89%	90%
年度目標（指標②）	事業の検討	2事業	2事業	3事業	3事業

■取組3-4 文化財の維持・保護・復旧の推進		文化財係			
事業概要	文化財を維持・保護し、下三輪玉田谷戸横穴墓群*、細野喜代四郎書斎*など、未整備、未公開の文化財の復旧・修復を推進します。				
これまでの取組	横穴墓、古民家など市内の指定文化財を復旧し、整備を進めています。				
活動指標	指標		現状値（2017年度）	目標値（2023年度）	
	下三輪玉田谷戸横穴墓群復旧整備		現況測量完了	整備完了・公開	
工程表	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	整備事前準備	保存管理計画策定		整備工事	公開
		遺構再確認調査、保存処理調査	実施設計		
年度目標	史跡整備事前準備完了	保存管理計画策定開始 遺構再確認調査 保存処理調査	保存管理計画策定完了 実施設計	整備工事	整備完了・公開

* 下三輪玉田谷戸横穴墓群：古墳時代後期（7世紀ごろ）の地域の有力者の墓。崖面に横穴を掘り遺体を安置した。都内で唯一、墓の内部に家形の彫刻が施されている。

* 細野喜代四郎書斎：町田を代表する自由民権運動家・細野喜代四郎が書斎として愛用した土蔵。解体され、現在部材の状態で保管されている。

■取組3-5 文化財の公開・活用の充実	文化財係
----------------------------	------

事業概要	文化財を積極的に公開・活用し、市民が文化財に触れ合える機会をより多く提供します。				
これまでの取組	市内の指定文化財の公開・活用イベントを実施しています。				
活動指標	指標			現状値（2017年度）	目標値（2023年度）
	文化財の公開・活用イベント件数			4件	6件
工程表	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	イベント4件実施			イベント 5件実施	イベント 6件実施
	イベント内容検証		イベント内容 検証・ 新規イベント 検討	イベント内容 検証・ 新規イベント 検討	イベント内容 検証・ 新規イベント 検討
年度目標	4件	4件	4件	5件	6件

■取組3-6 展示事業の充実	自由民権資料館
-----------------------	---------

事業概要	自由民権運動と町田の歴史情報をさらに発信できるよう、これまで収集・整理した地域の歴史資料を基にした企画展や、収蔵資料に加え関連資料を市内外の施設や個人から借用し展示する特別展を実施します。				
これまでの取組	企画展・特別展を年3回実施しています。 また、来館者アンケートにより展示等、資料館の満足度について調査を実施しています。				
活動指標	指標			現状値（2017年度）	目標値（2023年度）
	資料館への満足度 (来館者アンケート)			77%	85%
工程表	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	企画展・特別展 2回実施	企画展・特別展 3回実施	企画展・特別展 3回実施	企画展・特別展 3回実施	企画展・特別展 3回実施
	展示・展覧会の内容の検証・改善				
来館者アンケートによる調査・検証・改善					
年度目標	80%	82%	83%	84%	85%

■取組3-7 講座・講演会事業の充実 自由民権資料館

事業概要	より深く歴史について学びたいという市民のニーズに応えられるよう、古文書講座や町田自由民権カレッジを実施するほか、特別展・企画展に関連した講演会や講師を招いた講座・講演会等を実施します。				
これまでの取組	古文書講座、町田自由民権カレッジのほか特別講座や、特別展に関連した講演会を実施しています。				
活動指標	指標		現状値（2017年度）	目標値（2023年度）	
	講座・講演会等の実施回数		60回	70回	
工程表	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	講座・講演会 40回実施	講座・講演会60回実施		講座・講演会70回実施	
	講座・講演会の内容の検証・改善				
年度目標	40回 ※改修工事の為	60回	60回	70回	70回

■取組3-8 レファレンスサービスの充実 図書館

事業概要	市民の調査・研究を援助するレファレンスは、市民一人一人の学びを深めることができる重要なサービスです。求める資料を見つけることができるように、レファレンスサービスの充実に向けて技術の向上を図ります。さらに、レファレンス事例の公開や、インターネット情報にアクセスできる環境を整備します。				
これまでの取組	レファレンス事例をデータ化し、インターネットで公開しました。基本的な資料を案内する「パスファインダー」を作成しました。調べ物に役立つ情報をまとめた「レファレンス通信」を発行しました。				
活動指標	指標		現状値（2017年度）	目標値（2023年度）	
	レファレンス事例の公開件数		162件	250件	
工程表	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	レファレンス事例の公開				
	レファレンス事例の点検と今後の改善方法の検討		レファレンス技術の向上のための改善プラン実施		事例の公開の振り返り
年度目標	190件	205件	220件	235件	250件

町田自由民権カレッジとは？

町田自由民権カレッジは、2009年度に開講した自由民権資料館主催の講座です。1年目には講義、2年目には講義とゼミ形式での史料講読、3年目にはゼミ形式での研究報告をし、卒業論文を書き上げて修了、という3年間のカリキュラムによる講座になります。

この講座では、「知ること」とどまらず、「考えること」の面白さを体験してほしいということ、できれば主体的な学びへのステップとして利用してもらいたい、ということを考えています。歴史を学ぶということは、学校教育でも社会のなかでも、過去の出来事や事実を知ることと思われがちです。しかし、本当の面白さは、そのうえで過去や過去から現在までについて考えることにあるのではないのでしょうか。当カレッジでは、自分で調べて考え、文章にすることを通じてその面白さを体験してもらい、卒業後もその体験で得たノウハウを使って学びを継続していただければ、と考えています。

現在、3期生まで卒業され、同窓会が組織され活動しています。同窓会では会員による研究報告や調査報告を毎月行っているほか、分科会での研究活動や会報の作成も行っています。

また、卒業生の研究成果を発表する企画展を協働で開催したり、分科会での研究成果を自由民権資料館の活動に還元していただいています。

施策4 学習成果を活かす機会を充実する

<現状と課題>

- ・生涯学習は、個人の生活を豊かにすることはもとより、その成果が地域の中で活かされることによって、地域づくりに寄与することにつながります。
- ・地域では様々な学習活動が展開されており、多様な知識や技能をもった人がたくさんいます。学びを深めた人たちが、学んだ成果を活かした活動を地域の中で展開することで、市民同士の学び合いの輪が広がります。
- ・学習成果を自分の生活だけでなく、他者のために活かしたいというニーズが高まっていますが、学習者と学習成果を活かせる場とのマッチングが十分に行われているわけではありません。そのため、学習者が習得した知識や技能を活かして活躍できる機会の提供や仕組みづくりを進めていく必要があります。

<取組>

- 4-1 市民提案型事業の推進
- 4-2 協働による研究・発表の推進
- 4-3 地域で活動するボランティアの養成・支援
- 4-4 学習成果の発表機会の支援
- 4-5 生涯学習ボランティアバンク事業の推進
- 4-6 障がい者の学習成果を発表する場の充実
- 4-7 図書館運営の地域協働化の促進
- 4-8 市民の文学活動への支援



▲町田自由民権カレッジ卒業生による
市民協働展展示解説



▲市民協働事業
「時代小説読み語り」の様子

■取組4-1 市民提案型事業の推進【◇】	生涯学習センター
-----------------------------	----------

事業概要	学習ニーズをより反映させた内容となるよう、市民団体の提案を基に地域課題の解決につながる学習講座を提案者とともに作り上げていく市民提案型事業「まちチャレ*」を拡充します。				
これまでの取組	地域で活動する学生団体が企画・運営する学生活動報告会*を開催するとともに、市民提案型事業「まちチャレ」を開始しました。				
活動指標	指標		現状値（2017年度）	目標値（2023年度）	
	市民提案型事業「まちチャレ」で実施する講座数		5講座	8講座	
工程表	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	5講座実施	6講座実施		7講座実施	8講座実施
	事業実施体制の整備				
年度目標	5講座	6講座	6講座	7講座	8講座

*まちチャレ：市民が日常生活の中の課題等を基に企画提案したものを、生涯学習センターとともに実施する学習講座。

*学生活動報告会：町田市や相模原市で活躍する学生団体が、ポスターブース等で活動内容を紹介するイベント。

■取組4-2 協働による研究・発表の推進【◇】	自由民権資料館・文学館
--------------------------------	-------------

事業概要	市民の学習・研究意欲が高まり、学んだ成果を地域に還元してもらうことができるよう、市民の学習・研究活動の支援を行うとともに、協働して研究成果物の刊行や企画展・イベント等を実施します。				
これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> ・自由民権資料館では、古文書講座や自由民権力レッシなどの修了生が組織する歴史研究グループの研究活動を支援しています。また、資料館の収蔵する史料の整理の一部を学生ボランティアの協力により行っています。 ・文学館では、2年を任期として市民がテーマを設定して研究を進める「市民研究員制度」を実施しています。また、市民研究員との協働により定期的に研究成果物を刊行し、研究発表の支援を行っています。 				
活動指標	指標		現状値（2017年度）	目標値（2023年度）	
	①研究成果物の刊行に向けた事業数		6事業	8事業	
	②研究発表会等の実施回数		未実施	毎年度実施	
工程表	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	研究支援及び成果物の刊行				
	企画展・研究発表会検討		企画展・研究発表会実施		
年度目標 (指標①)	6事業	7事業	7事業	8事業	8事業
年度目標 (指標②)	検討	実施	実施	実施	実施

■取組4-3 地域で活動するボランティアの養成・支援【◇】	図書館
--------------------------------------	-----

事業概要	おはなし会などの本にかかわる活動がより活発に行われるよう、地域や学校で活動するボランティアを養成するとともに、ボランティアが行うおはなし会の開催を支援します。				
これまでの取組	各図書館でのおはなし会については、ボランティア入門講座を行っておはなし会の担い手を育成し、職員とボランティアが協力して、おはなし会を実施しています。				
活動指標	指標		現状値（2017年度）	目標値（2023年度）	
	①地域で活動するボランティア向け講座の開催回数		1回	3回	
	②地域で活動するボランティア向け講座への参加者数		26人	90人	
工程表	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	ボランティア向け講座の実施、内容の検証・改善				
	新たな支援方法の検討		新たな支援の実施		
年度目標（指標①）	1回	1回	2回	2回	3回
年度目標（指標②）	30人	30人	60人	60人	90人

■取組4-4 学習成果の発表機会の支援	生涯学習センター
----------------------------	----------

事業概要	生涯学習センターを拠点として活動している市民団体や、町田市及び近隣地域で活動する学生団体が、より多くの人に日頃の活動の成果を発表できる機会を提供します。				
これまでの取組	日頃の活動の成果を発表する「生涯学習センターまつり」、「学生活動報告会」を開催しています。				
活動指標	指標		現状値（2017年度）	目標値（2023年度）	
	①生涯学習センターまつりへの参加団体数（来館者数）		53団体（2,167人）	58団体（2,500人）	
	②学生活動報告会への参加団体数		9団体	11団体	
工程表	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	生涯学習センターまつりの実施（運営委員会による内容検討）				
	学生活動報告会の実施（参加学生団体への支援・内容検討）				
	新たな支援内容の検討	新たな支援に向けた調整	新たな支援の実施		検証
年度目標（指標①）	54団体（2,230人）	55団体（2,300人）	56団体（2,370人）	57団体（2,430人）	58団体（2,500人）
年度目標（指標②）	10団体	10団体	10団体	11団体	11団体

■取組4-5 生涯学習ボランティアバンク事業の推進	生涯学習センター
----------------------------------	----------

事業概要	生涯学習ボランティアの知識や技能を広く市民の学習活動に活かすことができるよう、生涯学習ボランティアバンク事業の更なる周知に努め、利用件数の向上を図ります。				
これまでの取組	小学校PTA連絡協議会において、保護者向けに事業の周知を図りました。 また、事業の周知のため、生涯学習センターまつりにおいて一日体験講座を実施しました。				
活動指標	指標		現状値（2017年度）	目標値（2023年度）	
	生涯学習ボランティアバンクの利用件数		16件	30件	
工程表	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	新たなPR方法の検討	新たなPR方法の実施	検証	検証結果に基づくPR方法の見直しと実施	
	生涯学習ボランティアバンク一日体験講座の実施				
年度目標	18件	22件	25件	28件	30件

■取組4-6 障がい者の学習成果を発表する場の充実	生涯学習センター
----------------------------------	----------

事業概要	障がいのある人が、社会で生活しながら学び続けられるように、視覚や聴覚などの障がいに応じた学習要求の調査、研究を行い、学習プログラムを開発します。その上で、発表の場を設けることで障がい者の生涯学習を推進します。				
これまでの取組	主に知的障がいのある人を対象とした障がい者青年学級において、学級ごとに学習成果の発表の場を設けるなど、生涯学習の推進に取り組んでいます。				
活動指標	指標		現状値（2017年度）	目標値（2023年度）	
	障がいに応じた学習成果の発表の場		未実施	実施（2021年度）	
工程表	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	調査・研究	学習プログラムの開発	事業の実施・検証	事業の実施・検証	事業の実施・検証
	生涯学習ボランティアバンク一日体験講座の実施				
年度目標	調査・研究	学習プログラムの開発	実施・検証	実施・検証	実施・検証

■取組4-7 図書館運営の地域協働化の促進 図書館

事業概要	市民の学習を支える図書館活動を市民参画・協働でこれまで以上に進めることができるよう、図書館で活躍するボランティアの活動分野を拡げていきます。				
これまでの取組	児童サービスの「おはなし会ボランティア」、障がい者サービスの「宅配ボランティア」・「音訳ボランティア」・「点訳ボランティア」・「対面朗読ボランティア」で市民ボランティアが活動しています。				
活動指標	指標		現状値（2017年度）	目標値（2023年度）	
	ボランティア活動分野の拡大		5分野	7分野	
工程表	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	5分野	6分野		7分野	
	拡大に向けた検討				
年度目標	5分野	6分野	6分野	7分野	7分野

■取組4-8 市民の文学活動への支援 文学館

事業概要	多くの市民が文学の楽しみを知り、市民同士の交流が広がるよう、市民の活動の自発性を尊重しながら、その学習成果や文学的知識、技能、表現力などを還元できる機会をつくります。				
これまでの取組	読み語り実行委員会との朗読会、紙芝居サークルとの紙芝居上演会、幼児向けおはなし会などを協働で実施しています。				
活動指標	指標		現状値（2017年度）	目標値（2023年度）	
	支援団体数		5団体	7団体	
工程表	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	市民団体への支援				
	事業内容の検証		検証を踏まえた新たな事業の実施		
年度目標	6団体	6団体	6団体	7団体	7団体

“ことばらんど” ってどんなところ？

町田市民文学館ことばらんどは、1997年に作家・遠藤周作氏の資料をご遺族から寄贈されたのがきっかけとなり、〈文学の魅力やことばの力に出会う場〉〈文学を通じた市民の新たな交流拠点となること〉を目指す総合文学館として2006年に開館しました。

開館に際しては、作家・森村誠一氏ら有識者による検討委員会を開催し、資料の活用、文学館のあり方について議論が重ねられ、また、広く市民に関心をもってもらうために市民アンケートやシンポジウム、講演会等を実施しました。2004年には文学館の正式名称を公募し小学生の作品が採用されて「町田市民文学館ことばらんど」に決定しました。

開館以来、町田ゆかりの作家、文学・ことば、絵本や児童文学に加え、マンガや映画などのポップカルチャーなど多様なジャンルを視野にいれた展覧会を開催しています。〈ことば〉や〈文学〉に関わる大人向けの講演会や講座はもちろん、〈文学〉の入り口となるわらべ唄を中心とした乳幼児向けのおはなし会や、戸外に出かけて俳句を作る小学生対象の俳句教室など、子どもたちに文学を身近に感じてもらえるような事業にも力をいれています。

“ことばらんど”は、これからも市民にとって、ことばに出会う、ことばを楽しむ、ことばで繋がる『文学の扉』であり続けます。

施策5 学習を支える環境づくりを進める

<現状と課題>

- 様々な事情を抱え、公的な支援がなければ自由に学ぶことができない状況の人がいます。そのため、学びに対する支援を必要とする人のニーズを把握するとともに、学べる環境を整備する必要があります。
- 学習講座の開催や本に親しむ環境づくりなどの取組は、行政だけではなく、市民団体などにも広がりを見せています。より効果的に学習事業を展開するためには、これらの団体と連携・協力していくことが必要です。
- 地域の歴史や文化は、その地域に誇りや愛着を生むきっかけとなるものであるため、その資源をしっかりと整備・保存・調査・研究等をし、広く市民に親しんでもらえる環境を整備する必要があります。

<取組>

- 5-1 支援が必要な人への学習機会の提供
- 5-2 本と出会う場所の創出
- 5-3 文化財の保存と活用環境の整備
- 5-4 歴史・文化資源の調査・研究・保存
- 5-5 図書館利用者の利便性の向上
- 5-6 地域資料の活用の推進
- 5-7 市民のニーズに合った図書館事業の実施
- 5-8 町田の文学の継承
- 5-9 文学財産の保存



▲高ヶ坂石器時代遺跡（牢場遺跡）
敷石住居跡



▲移動図書館「そよかぜ号」

■取組5-1 支援が必要な人への学習機会の提供【◇】	生涯学習センター
----------------------------	----------

事業概要	外国人居住者、障がい者、ひきこもり当事者など文字の読み書きや基礎学力の学び直しを求める人の学習機会を保障するため、学習に関するニーズ調査を行い関係機関と連携して学習機会を提供します。				
これまでの取組	障がい者を対象とした「障がい者青年学級」、ひきこもり当事者を対象とした居場所事業などを実施しています。				
活動指標	指標		現状値（2017年度）	目標値（2023年度）	
	①多文化共生*に関する学習事業数		1事業	3事業	
	②社会的困難を抱えた人への学習事業数		3事業	5事業	
工程表	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	各種学習事業の実施 関係機関への働きかけ				
	参加者アンケート等によるニーズ調査・ 事業内容への反映			市民意識 調査での ニーズ 把握	新たな 事業の 実施
年度目標 (指標①)	1事業	2事業	2事業	3事業	3事業
年度目標 (指標②)	3事業	4事業	4事業	5事業	5事業

*多文化共生：国籍や民族などが異なる人々が、文化的な違いを認め合い、対等な関係を築きながら、ともに生きていくこと。

■取組5-2 本と出会う場所の創出【◇】	図書館
----------------------	-----

事業概要	町田市には大学図書館や地域文庫、まちライブラリー*など本に触れることができる施設が各地域にあります。これらの施設と図書館が連携して読書活動を推進する取組を進めるとともに、これらの施設の情報を集約した読書マップを作成します。				
これまでの取組	市民が利用可能な大学図書館やおはなし会を実施している団体の情報を収集し、図書館ホームページに掲載しています。				
活動指標	指標		現状値（2017年度）	目標値（2023年度）	
	①読書活動推進にかかる連携施設数		20か所	25か所	
	②読書マップの作成		未実施	作成・公開 (2020年度)	
工程表	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	図書の貸出・閲覧やおはなし会がある市民利用施設との連携推進				
	本に触れることができる施設の把握	マップの作成・公開		マップの更新	
年度目標 (指標①)	21か所	22か所	23か所	24か所	25か所
年度目標 (指標②)	施設の把握	作成・公開	検証	更新	検証

*まちライブラリー：47ページのコラム「まちライブラリーとは？」を参照。

■取組5-3 文化財の保存と活用環境の整備【◇】	文化財係
--------------------------	------

事業概要	発掘調査や環境整備によって、牢場遺跡・稲荷山遺跡・八幡平遺跡からなる高ヶ坂石器時代遺跡を維持保存できるようにし、文化財の魅力をより広く伝えられるよう積極的に公開活用します。				
これまでの取組	遺跡整備工事、現場公開を各年度実施しました。 2016年度：稲荷山遺跡工事・公開、八幡平遺跡工事 2017年度：牢場遺跡工事・公開 2018年度：牢場遺跡史跡公園用地買収、牢場遺跡工事、八幡平遺跡工事				
活動指標	指標		現状値（2017年度）	目標値（2023年度）	
	高ヶ坂石器時代遺跡整備進捗		整備着手	ガイダンス施設建設工事完了	
工程表	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	八幡平遺跡整備工事	八幡平遺跡整備工事、牢場遺跡買収地設計、ガイダンス施設基本計画	牢場遺跡買収地整備工事、ガイダンス施設基本設計・展示基本設計	ガイダンス施設実施設計・展示実施設計	ガイダンス施設建設工事
年度目標	八幡平遺跡整備工事	基本計画 八幡平遺跡公開	基本設計	実施設計	建設工事

■取組5-4 歴史・文化資源の調査・研究・保存	自由民権資料館
-------------------------	---------

事業概要	所在調査・探索により発見された史料、寄贈・寄託等の申し出がある市域の各家等に残る史料を整理して、半永久的な学習・研究資源とするために保存環境を整えます。また、整理した史料は、利用者の希望に応え、展示や刊行物に還元できるよう目録を作成します。				
これまでの取組	市民ボランティアや大学等との協働により史料整理を行い、新たな史料の寄贈・寄託を受け入れながら仮目録の作成を進めています。				
活動指標	指標		現状値（2017年度）	目標値（2023年度）	
	①史料整理数（累計）		42,000点	67,000点	
	②目録作成点数		0件	3件目着手	
工程表	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	史料の寄贈・寄託の受入れ、史料整理				
	史料目録作成（1件目）		史料目録作成（2件目）		史料目録作成（3件目）
年度目標（指標①）	47,000点	52,000点	57,000点	62,000点	67,000点
年度目標（指標②）	1件目 作成作業	1件目 作成完了	2件目 作成作業	2件目 作成完了	3件目 作成作業

■取組5-5 図書館利用者の利便性の向上	図書館
-----------------------------	-----

事業概要	インターネットやスマートフォンの普及、書籍のデジタル化により市民の読書スタイルは多様化しています。図書館に来館しなくても市民が読書をする機会が増えるよう、電子書籍の導入を目指します。				
これまでの取組	未実施				
活動指標	指標		現状値（2017年度）	目標値（2023年度）	
	電子書籍サービスの導入		未実施	実施	
工程表	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	先進事例の研究調査・ 補助金の調査・ 民間活力手法導入検討		導入のための仕様作成と 実施に向けた準備		実施
年度目標	調査	検討	仕様作成	実施準備	実施

■取組5-6 地域資料の活用の推進	図書館
--------------------------	-----

事業概要	現在、紙の媒体で管理されている地域資料は、地域活動を行っていく上で重要な資料です。これらを積極的に活用できるよう、これまで蓄積してきた地域資料のデジタルアーカイブ*化を進めます。				
これまでの取組	未実施				
活動指標	指標		現状値（2017年度）	目標値（2023年度）	
	地域資料のデジタルアーカイブ化の推進		未実施	実施	
工程表	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	地域資料 活用のための 計画作成	デジタル化 対象資料の 整理	イメージデータの作成		段階的な 公開
年度目標	検討	整理	データ作成	データ作成	実施

*デジタルアーカイブ：電子図書館をはじめ、作品、文化財その他の情報をデジタル化して収集・保存・公開する活動や場の総称。

■取組5-7 市民のニーズに合った図書館事業の実施 図書館

事業概要	図書館全館で利用者アンケート調査を実施し、図書館利用者のニーズを把握して、図書館サービスの改善に役立てます。				
これまでの取組	図書館全館での利用者アンケートを2009年度から3回実施しました。				
活動指標	指標		現状値（2017年度）	目標値（2023年度）	
	図書館利用者アンケートの実施		未実施	実施	
工程表	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	アンケート実施準備	アンケート実施と公表	事業の評価と改善		次期アンケート実施準備
年度目標	検討	実施	活用	活用	検討

■取組5-8 町田の文学の継承 文学館

事業概要	継続的に収集してきた町田市の文学的財産である町田ゆかりの作家の貴重な資料を、適切に整理・保存・研究し、研究の成果を広く市民が利用できるよう公開します。また、これまでに蓄積した情報や資料を継承していくための図録や目録等を作成します。				
これまでの取組	町田ゆかりの作家の資料を収集・保存・研究し、公開しています。毎年、展覧会の成果をまとめた図録を作成しています。				
活動指標	指標		現状値（2017年度）	目標値（2023年度）	
	①貴重資料の公開回数		未実施	年4回	
	②図録や目録等の作成件数		1件	2件	
工程表	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	公開（試行）調査	検証・調査	公開・調査		
	図録等の刊行（年1件）			図録等の刊行（年2件）	
年度目標（指標①）	公開（試行）	検証	公開（年2回）	公開（年2回）	公開（年4回）
年度目標（指標②）	1件	1件	1件	2件	2件

■取組5-9 文学財産の保存	文学館
----------------	-----

事業概要	町田市の文学的財産である町田ゆかりの作家の原稿、色紙、絵画等の特別資料を後世に残し、市民に継承できるよう適切に保存します。				
これまでの取組	町田ゆかりの作家の貴重図書や貴重雑誌、特別資料（原稿、色紙、絵画等）を収集し、整理、登録しています。				
活動指標	指標		現状値（2017年度）	目標値（2023年度）	
	特別資料の登録数（累計）		575点	1,450点	
工程表	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	特別資料の収集				
	特別資料の整理・登録		整理計画の作成		特別資料の整理・登録
			整理計画の作成	特別資料の整理・登録	
年度目標	850点	1,000点	1,150点	1,300点	1,450点

「まちライブラリー」とは？

「まちライブラリー」とは、メッセージを付けた本を持ち寄り、まちのあちこちに本棚や小さな図書館をつくり、人と出会おうとする活動です。

「まちライブラリー」のしくみは、本に寄贈者からのメッセージを記入し、次々に読んだ人が感想を連ねていきます。持ち寄られた本で、その場所に独自の本棚ができあがります。その場で本の感想を言い合ったり、本を読みながら飲食ができたりします。本をきっかけに人々のつながりが生まれています。

全国で620か所を超えている「まちライブラリー」はその規模も様々で、カフェ、病院、企業、お寺、個人宅などの場所に開設され、各種イベントも行われています。町田市内でも、サービス付き高齢者向け住宅と保育園の2か所に開設されており、人々が交流する場となっています。

「まちライブラリー」の活動を自分が楽しんでやっていると、隣の人に伝播します。さらにその人が、隣へとつなげていく。まちの中がいつの間にか、変わっていくかもしれません。まちを育むのも「まちライブラリー」の目的のひとつです。

個人や小規模の団体が、各地で「まちライブラリー」を通じて、まちを育む種を育てています。今後、この活動はさらに注目を集めることでしょう。

参考：磯井純充『本で人をつなぐ まちライブラリーのつくりかた』学芸出版、2015年

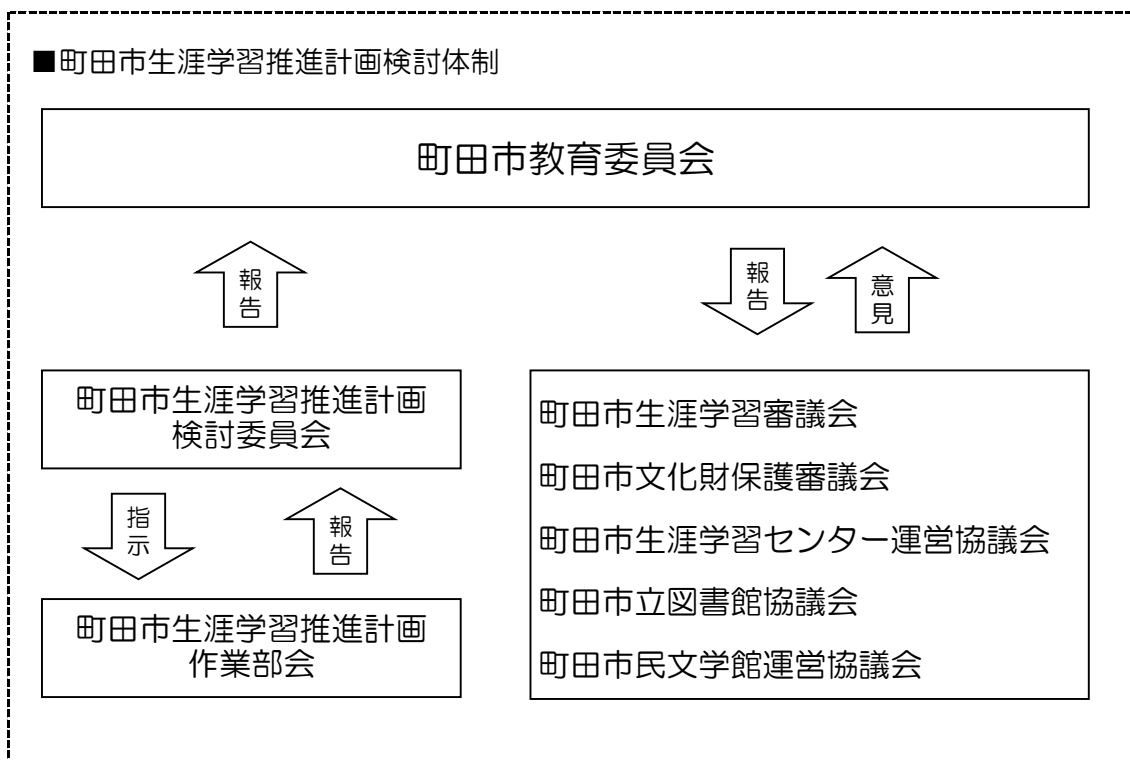
『まちライブラリー』<http://machi-library.org/>

The page features a large, decorative graphic consisting of three concentric, light blue circular lines that are not fully closed, creating a partial ring around the central text.

資料編

町田市生涯学習推進計画検討体制について

町田市生涯学習推進計画の策定にあたり、以下の体制で検討しました。



(1) 町田市生涯学習推進計画検討委員会

計画の策定にあたり、事業の立案や目標の設定、その他必要な事項について調査、検討する組織であり、町田市教育委員会の生涯学習部長を委員長とし、生涯学習部の管理職で構成しています。

(2) 町田市生涯学習推進計画作業部会

町田市生涯学習推進計画検討委員会の下部組織として、計画案策定にあたり必要となるデータ収集や分析、事業の検討等を行い、検討委員会に報告します。町田市教育委員会の生涯学習センター長を部会長とし、生涯学習部の職員で構成しています。

(3) 町田市生涯学習審議会

町田市教育委員会の諮問に応じ、生涯学習・社会教育に関する基本方針の立案や施策の評価などについて調査、審議し、答申する機関です。会の構成は、社会教育委員、生涯学習又は社会教育に関する機関の代表、公募の市民です。

(4) 町田市文化財保護審議会

町田市教育委員会の諮問に応じ、文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査、審議し、町田市教育委員会に意見を述べる役割を担っています。会の構成は、学識経験者です。

(5) 町田市生涯学習センター運営協議会

町田市生涯学習センターが実施する事業に関し協議し、その結果を町田市教育委員会に報告する役割を担っています。会の構成は、学識経験者、家庭教育支援活動の経験者、学校長、生涯学習又は社会教育活動経験者、公募の市民です。

(6) 町田市立図書館協議会

町田市立図書館長の諮問に応じ、図書館サービスについて意見を述べる役割を担っています。会の構成は、学識経験者、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者です。

(7) 町田市民文学館運営協議会

町田市教育委員会の諮問に応じ、町田市民文学館の運営に関する基本的な事項について協議し、町田市教育委員会に意見を述べる役割を担っています。会の構成は、市民、学識経験者、学校教育又は社会教育の関係者です。

町田市生涯学習に関する市民意識調査（抜粋）

1 調査の概要

（1）調査の目的

本調査は、町田市教育プラン及び町田市生涯学習推進計画の改定並びに町田市行政経営改革プランに掲げる取組項目を検討・実施する際の基礎資料とすることを目的に、市民の生涯学習に関する意識や行動、生涯学習施設の利用状況等を把握するために行うものです。

（2）調査項目

以下の項目について、お聞きしています。

- ・知識や技能の習得について
- ・市民活動及び地域活動について
- ・町田市の取組について
- ・図書館について
- ・文学館について
- ・あなた自身のことについて

（3）実施概要

調査対象：市内在住の20歳以上80歳未満（2017年4月1日現在）の男女個人
3,000人

抽出方法：住民基本台帳から無作為による抽出

調査期間：2017年9月15日～10月4日

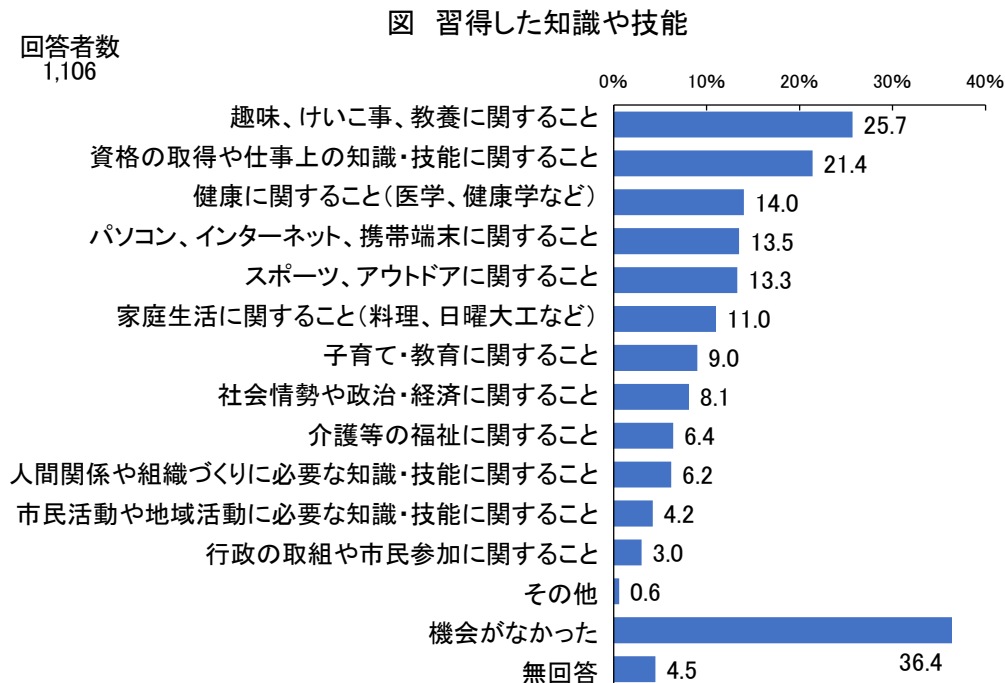
調査方法：郵送配布・郵送回収

回収結果：以下のとおり

配布数	有効回収数	有効回収率
3,000 票	1,106 票	36.9%

2 市民の学習活動の現状について

◆あなたは、この1年間に、次に挙げる知識や技能を習得する機会がありましたか。
(〇はいくつでも)



この1年間に習得した知識や技能については、「趣味、けいこ事、教養に関すること」(25.7%)、「資格の取得や仕事上の知識・技能に関すること」(21.4%)が多くなっている。一方、「機会がなかった」(36.4%)は3割台半ばを超え最も多くなっている。

◆あなたが参加した講座や教室は、どこが主催するものですか。(〇はいくつでも)

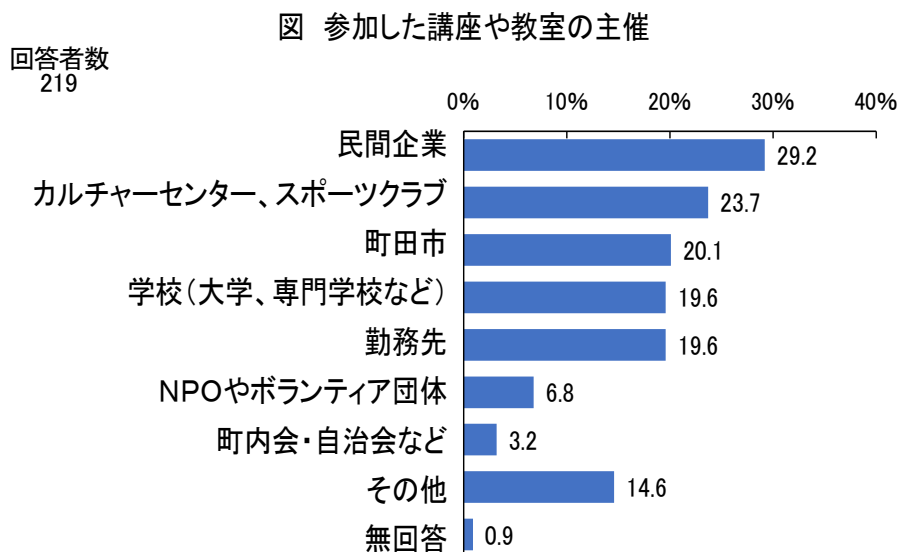
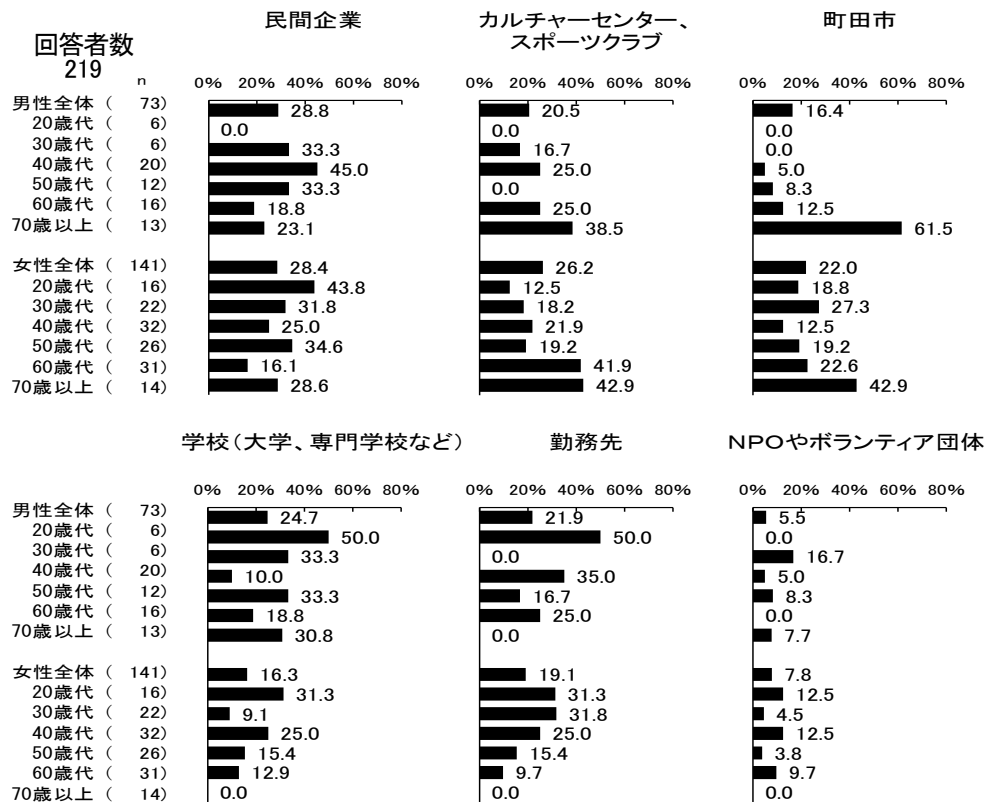


図 参加した講座や教室の主催(性・年代別、上位6項目)



参加した講座や教室の主催については、「民間企業」(29.2%)、「カルチャーセンター、スポーツクラブ」(23.7%)、「町田市」(20.1%)の順に多くなっている。

年代ごとの基数が少なく参考とはなるが、高齢層は「町田市」、若年層は「民間企業」、「カルチャーセンター、スポーツクラブ」、「学校」、「勤務先」が行う講座等の参加が多い。

◆あなたが、それらの知識や技能を身につけるうえで、必要な情報はどのように得ましたか。(〇はいくつでも)

図 必要な情報の入手先

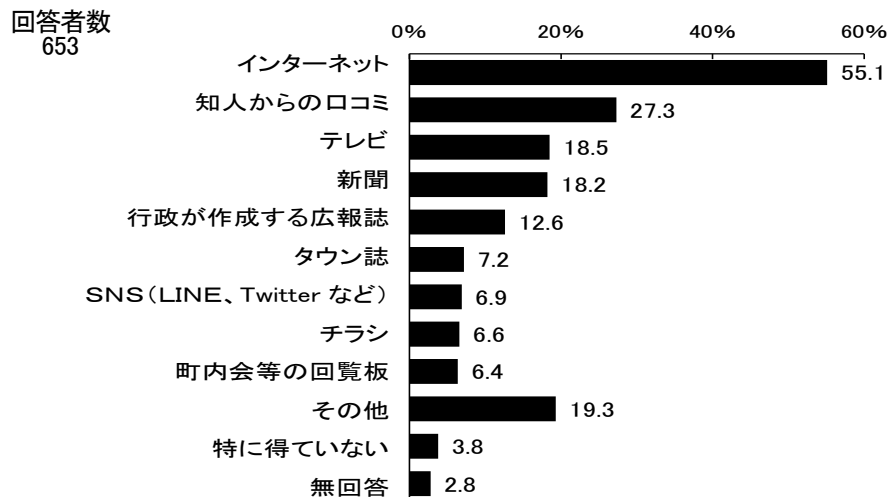
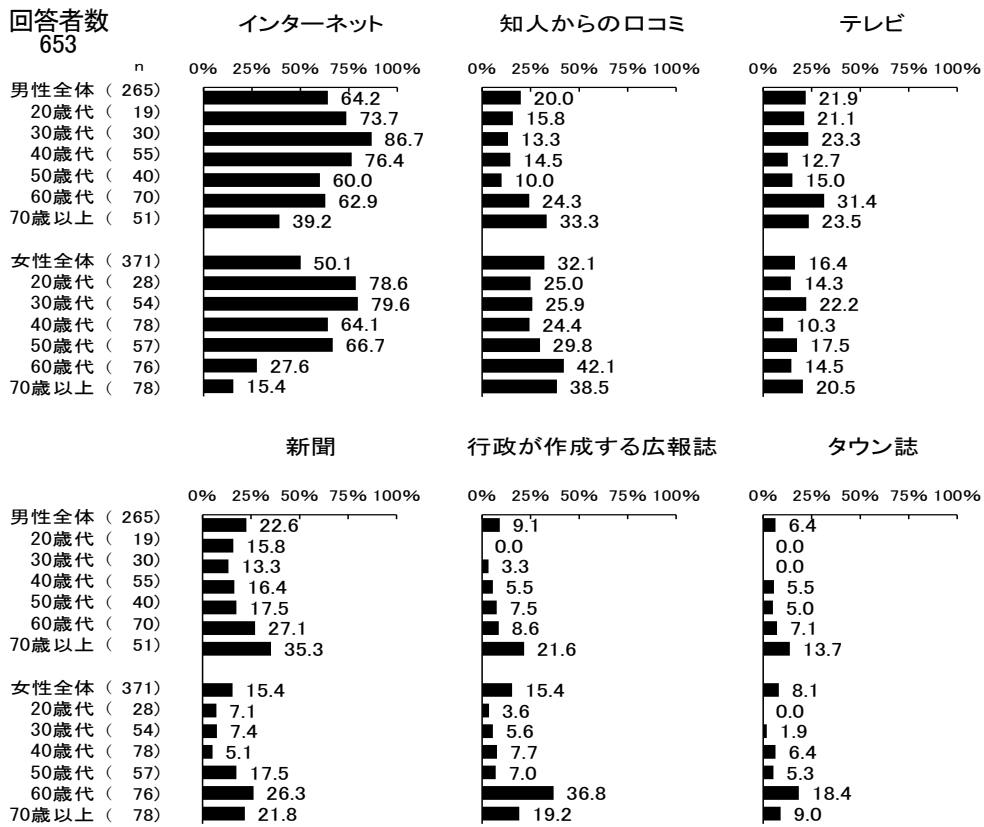


図 必要な情報の入手先(性・年代別、上位6項目)



知識や技術を身につけるうえでの必要な情報の入手先については、60代及び70代の女性を除き、「インターネット」が最も多い。「知人からの口コミ」や「テレビ」は全年代を通じて多い一方、「SNS」は若年層、「行政が作成する広報誌」は高齢層の割合が他世代に比べて高い状況にある。

◆あなたは、それらの知識や技能をどのように活かしたいと考えますか。(〇はいくつでも)

図 今後習得したい知識や技能の活かし方

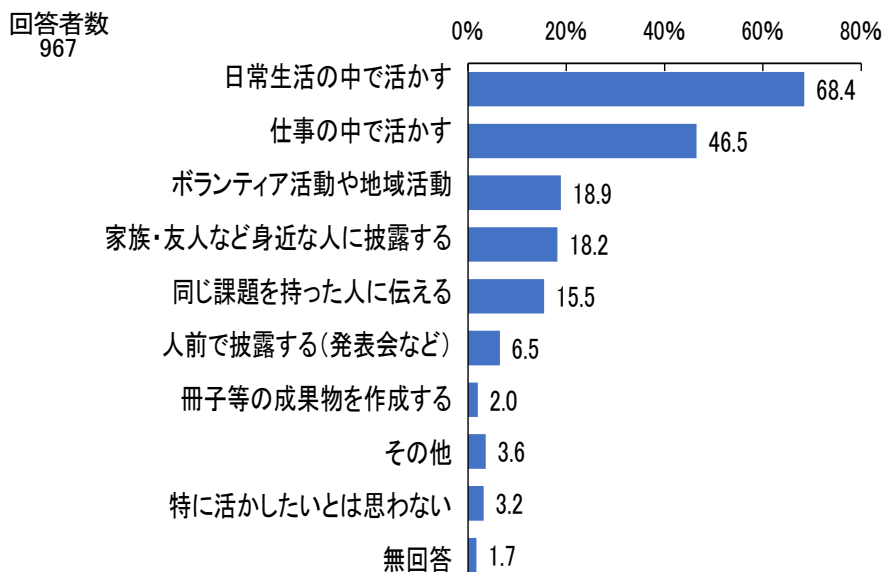
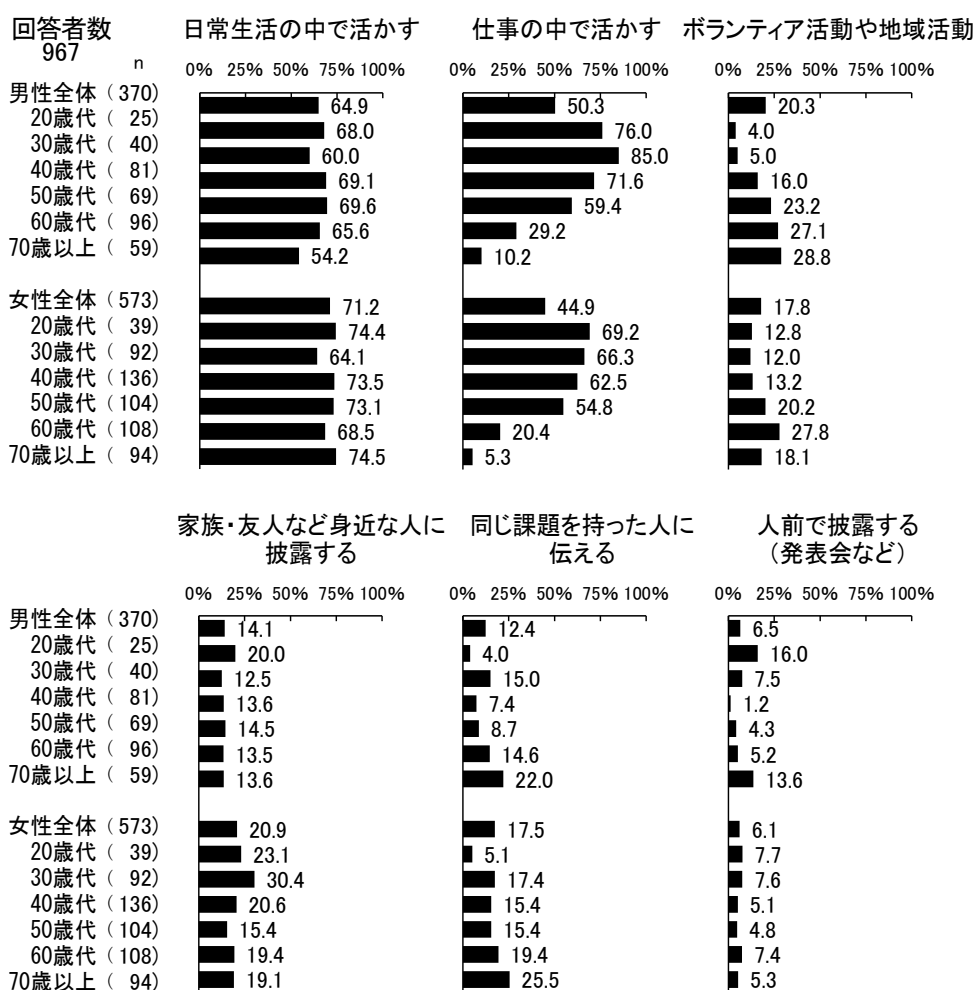


図 今後習得したい知識や技能の活かし方(性・年代別、上位6項目)

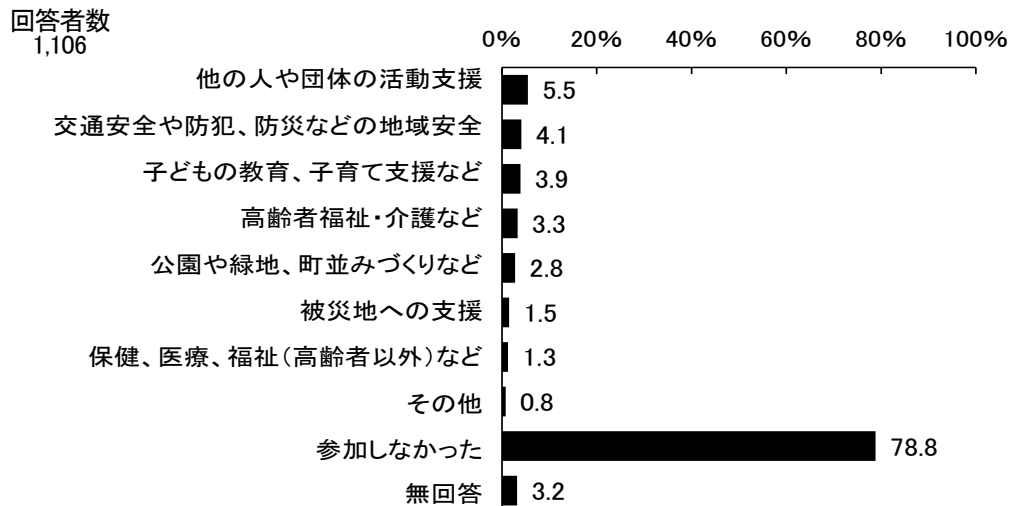


習得した知識や技能の活かし方については、「日常生活の中で」(68.4%)、「仕事の中で」(46.6%)に次いで、「ボランティア活動や地域活動で」(18.9%)が多い。「日常生活の中で」は年代によって大きな差はないが、「仕事の中で」は若年層、「ボランティア活動や地域活動で」は高齢層の割合が高い。

地域活動・市民活動について

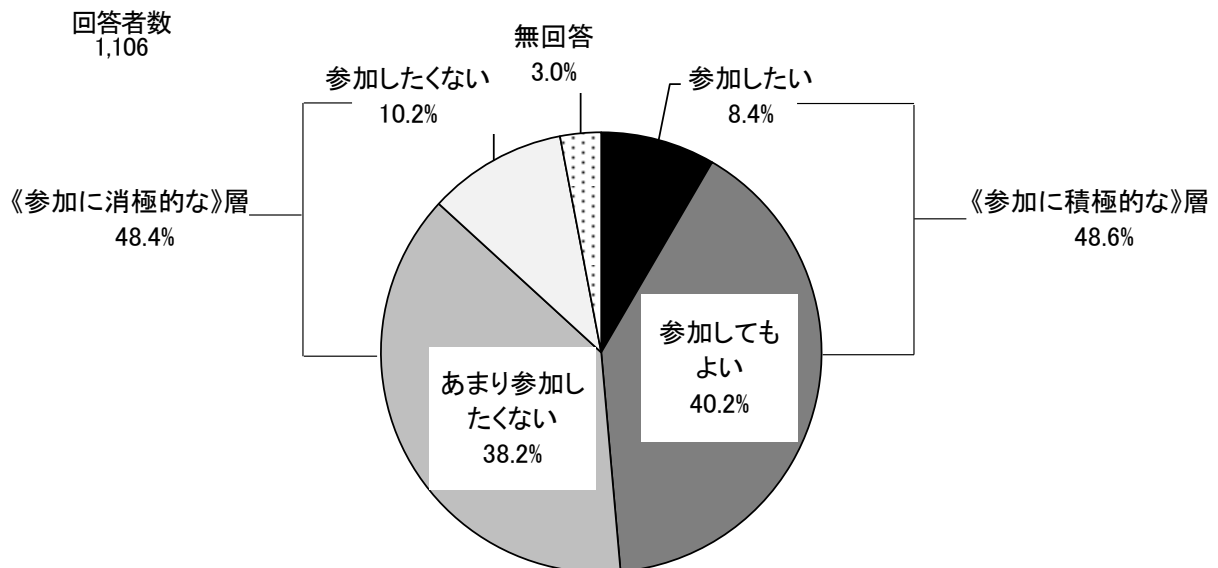
◆あなたはこの1年間に、次のボランティアやNPOなどの市民活動に参加されましたか。(〇はいくつでも)

図 ボランティアやNPOなどの市民活動への参加



◆あなたは今後、市民活動に参加したいと思いますか。

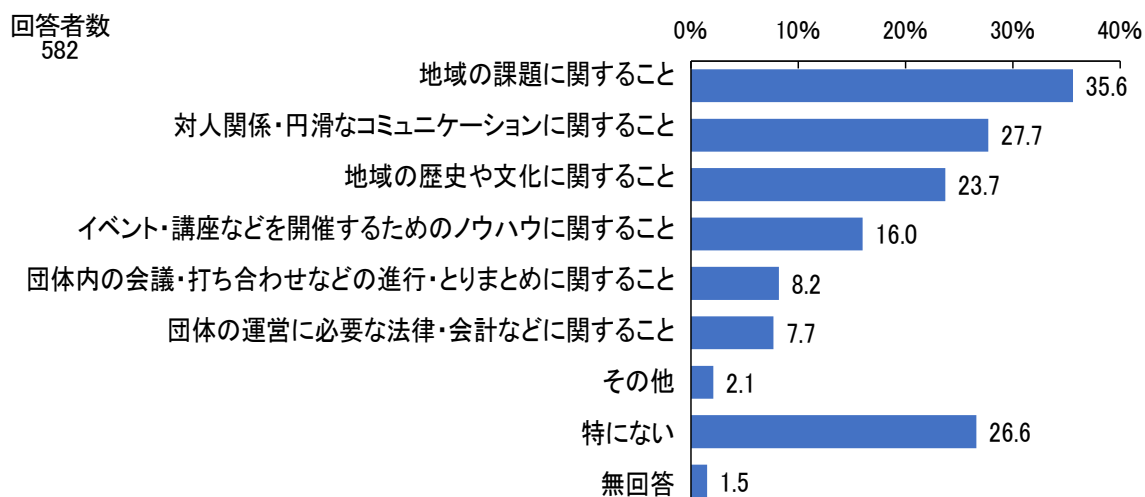
図 市民活動への参加意欲



この1年間に、市民活動に参加した人の割合は20%に満たなかったが、今後「参加したい」もしくは「参加してもよい」と思う人の割合は48.6%であった。

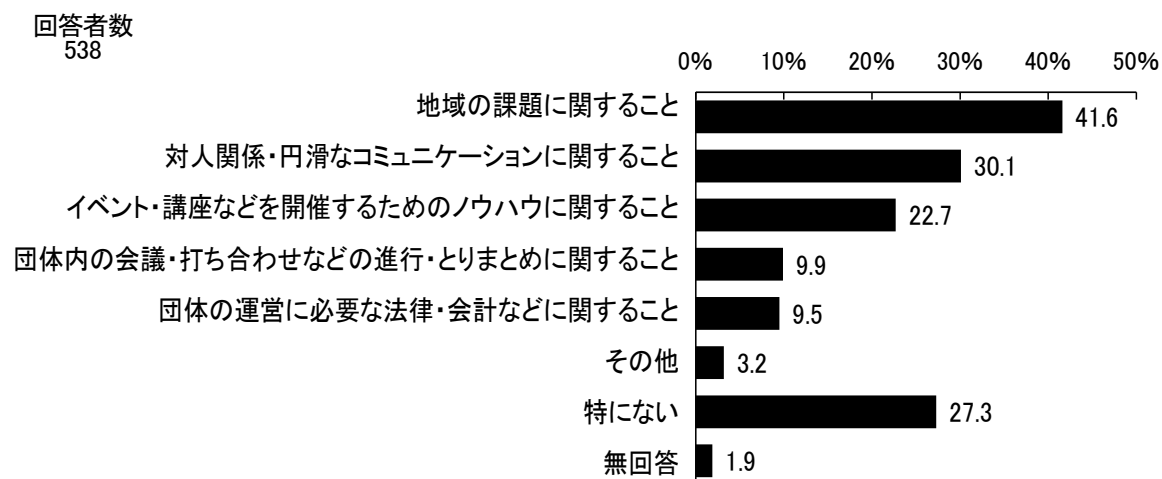
◆あなたは、地域での活動（町内会や自治会・子ども会・老人クラブ等）を行うにあたり、学びたい知識や技能はありますか。（〇はいくつでも）

図 地域活動を行うために学びたい知識や技能



◆あなたは、市民活動（ボランティアやNPOなど）を行うにあたり、学びたい知識や技能はありますか。（〇はいくつでも）

図 市民活動を行うために学びたい知識や技能

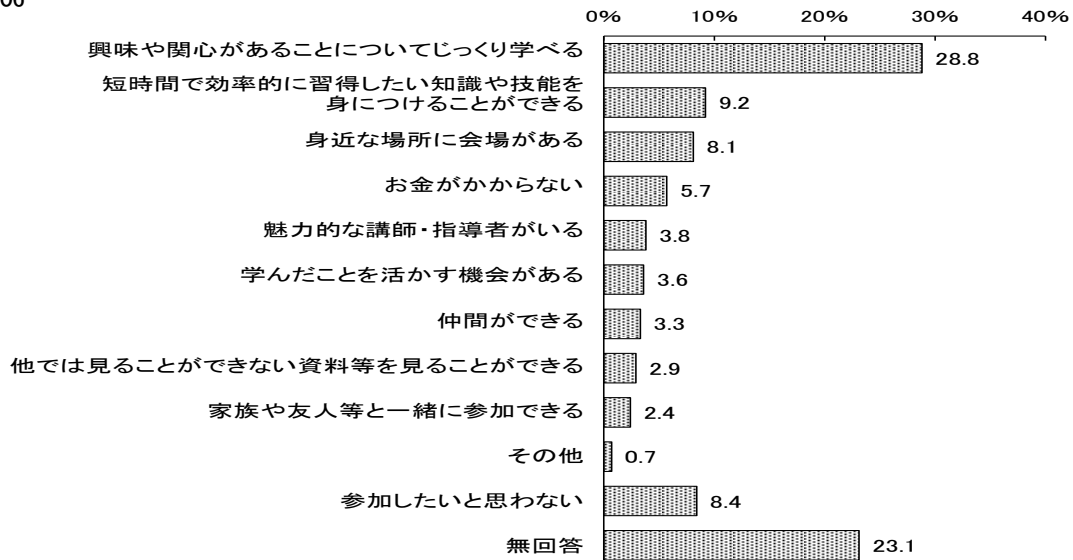


地域活動、市民活動を行うために学びたい知識や技能は、「地域の課題に関すること」、「特にない」、「対人関係・コミュニケーションに関すること」が多く、地域活動では、「地域の歴史や文化に関すること」（23.7%）、市民活動では、「イベント・講座などを開催するためのノウハウに関すること」（22.7%）も多い。

◆あなたは、学習講座やイベント、展覧会などに参加する際、最も重視するのはどのような点ですか。

回答者数
1,106

図 学習講座やイベント、展覧会への参加で最も重視する点

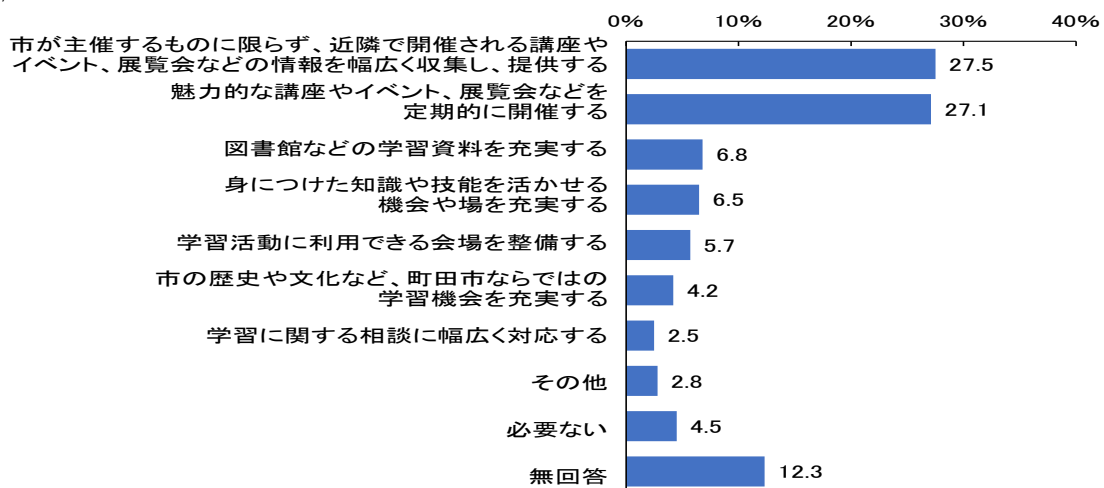


学習講座やイベント、展覧会等の参加で重視する点については、「興味や関心があることについてじっくり学べる」(28.8%)が最も多く、次いで「短時間で効率的に習得したい知識や技能を身につけることができる」(9.2%)、「身近な場所に会場がある」(8.1%)が多い。

◆市民の学習活動がさらに充実するために、町田市が今後、最も重点的に取り組むべきことは何だと考えますか。

回答者数
1,106

図 町田市が今後最も重点的に取り組むべきこと



町田市が今後最も重点的に取り組むべきことについては、「講座やイベント、展覧会などの情報を幅広く収集し、提供する」(27.5%)が最も多く、次いで「魅力的な講座やイベント、展覧会などを定期的開催する」(27.1%)が多くなっている。その他の項目については10%未満となっている。

【表紙の写真】



町田市生涯学習センター

町田市生涯学習センターは、市民の生涯にわたる学習活動を総合的に支援するため、「まちだ市民大学HATS」や障がいのある人のための「障がい者青年学級」のほか様々なテーマの講座や講演会を実施しています。また、生涯学習に関する情報の収集や提供、生涯学習に関する相談業務、施設貸出などを実施しています。



町田市立図書館

町田駅前の再開発ビル内にある中央図書館をはじめ、市内には8か所の図書館があります。市民に必要な情報を提供するために、図書資料の収集・保存・貸出・閲覧や、おはなし会、映画会、展示会、講演会などの各種事業を随時実施しています。また、相模原市、川崎市など近隣市8市との提携により、それぞれの図書館を相互に利用することができます。



町田市民文学館ことばらんど

町田市民文学館ことばらんどは、町田駅前の中心市街地に隣接した施設です。文学の魅力やことばの力に出会える施設として、町田の文学資料の収集・保存をはじめ、企画展や講演会等のイベントの実施、刊行物の発行を通じて文学の魅力を発信しています。また、文学を通じた市民の交流拠点として、施設の貸出のほか市民との協働事業も随時実施しています。



自由民権資料館

自由民権資料館は、明治10年代に展開した自由民権運動と、町田市域の歴史について学ぶことのできる施設です。常設展「武相の民権／町田の民権」や企画展、町田自由民権カレッジ・古文書講座などの講座を開催しています。



町田市考古資料室

町田市考古資料室は、市内の遺跡から発掘された土器・石器などの遺物や発掘調査の写真・図面などの調査記録の収集、保管、展示を行っています。展示室では縄文時代を中心に約200点の資料を展示しています。また、指定・登録された町田市有形文化財もご覧になることができます。

町田市生涯学習推進計画
2019 - 2023

発行年月	2019年3月
発行	町田市教育委員会 〒194-8520 町田市森野 2-2-22 042-722-3111 (代表)
編集	町田市教育委員会生涯学習センター
刊行物番号	18-●●● 庁内印刷



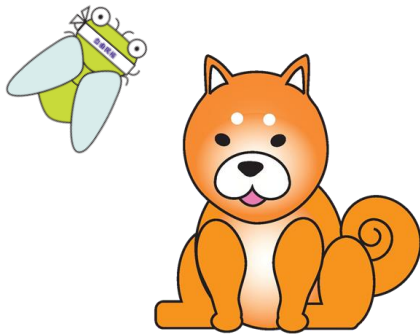
▲生涯学習センターイメージキャラクター
「マニャミン」と「マナブゥ」



▲市立図書館キャラクター
「よむぼん」



▲市民文学館ことばらんどキャラクター
「ことくん」と「らんちゃん」
©中垣ゆたか



▲自由民権資料館イメージキャラクター
「民民 (みんみん) ゼミ」と「民犬 (みんけん)」



▲まちだ縄文キャラクター
「まっくう」

「第８回まちだ図書館まつり」の開催について

1 趣 旨

図書館・文学館では、子どもや保護者に楽しい場を提供し、図書館や本に親しみを持っていただき、また広くボランティアグループの活動を知ってもらうために、「第８回まちだ図書館まつり」を開催します。

2 日 程

２０１９年３月２２日（金）～３月２４日（日）

3 会 場

市立図書館全館、町田市民文学館

4 運 営

まちだ図書館まつり実行委員会（主催）
町田市立図書館（共催）

5 内 容

別紙プログラム（「チラシ」）参照

6 P R 等

○チラシの配布

市内幼稚園・保育園・小学校・中学校・高校・大学

○チラシの掲示依頼

全町内会・自治会

○広報等

広報まちだ３月１５日号

生涯学習 NAVI 冬（１～３月）号

図書館ホームページ、ツイッターに３月１日から掲載開始

第8回 まちだ図書館まつり

～本はともだち～

2019年3月22日(金)～24日(日)

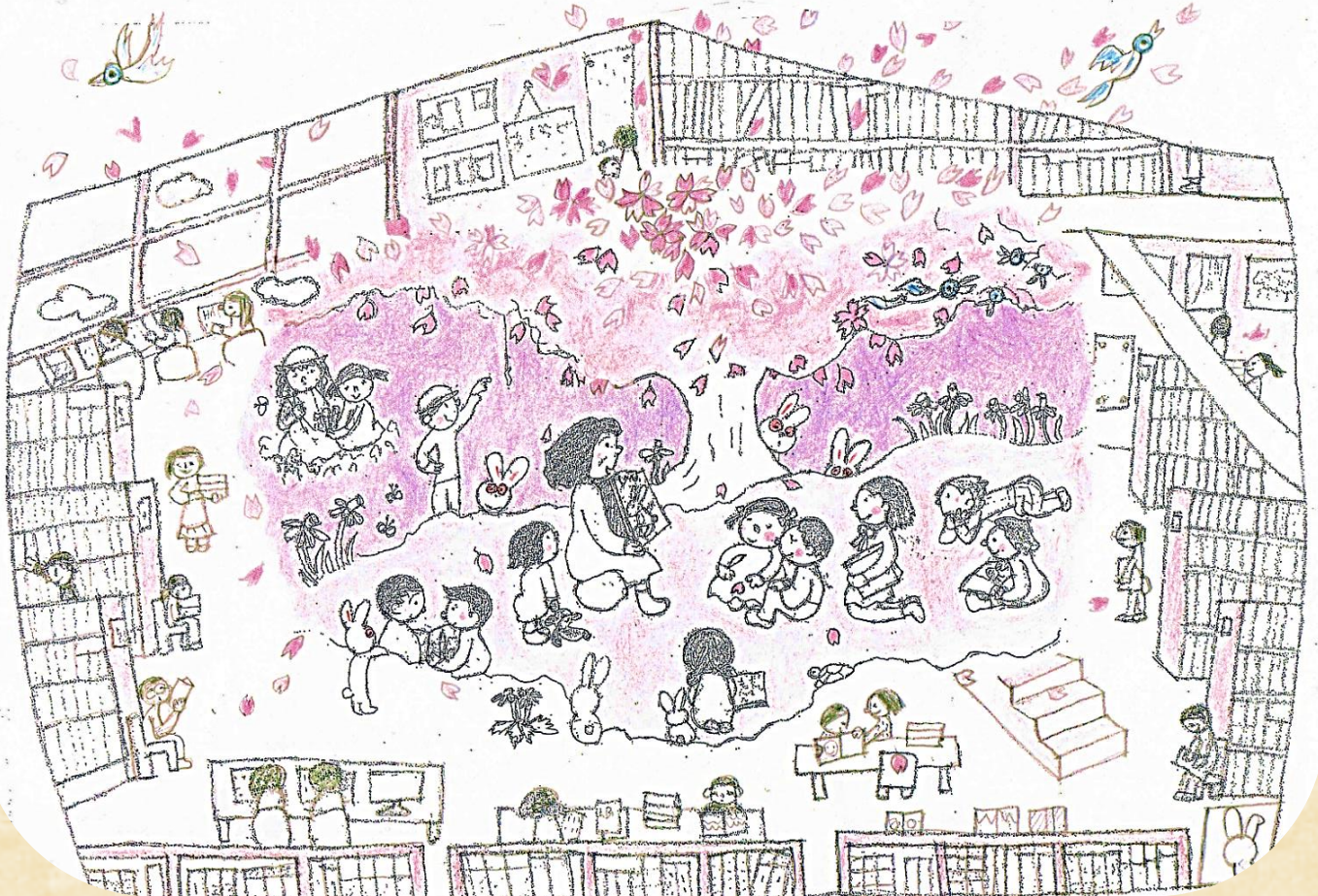


イラスト 青地百合

町田市立図書館全館 & 文学館で開催

春だよ～、この指とまれ！

もともと多くの人に知ってもらいたい、利用してもらいたいと、図書館の広がり願って地域活動をしている団体(特に子どもの読書活動など)や大学が、図書館と協働で行うお祭りです。中央図書館エントランスやガラス展示ケースには、参加団体の趣向を凝らした楽しいデコレーションが、また全館通して子どもも大人も楽しめるプログラムを沢山ご用意しました。

お気軽に、お近くの図書館を覗いてみてください。ご来館、お待ちしております！




主催：第8回 まちだ図書館まつり実行委員会

参加団体：赤ずきんの会 うさこちゃんの会 おはなしはすの実 おはなし如雨露 かえで文庫
柿の木文庫 さるびあ図書館おはなしボランティア 野津田・雑木林の会 ピッピのくつした
NPO法人まちだ語り手の会 町田の学校図書館を考える会 町田の図書館活動をすすめる会
町田地方史研究会 まちだ史考会 町田ブックトークの会 鶴川女子短期大学 和光大学

共催：町田市立図書館 問合せ [事務局]：中央図書館 Tel.042-728-8220

第8回 まちだ図書館まつり

団体名が書かれていないイベントは図書館職員が担当します。

		中央					さるびあ		鶴川	鶴川駅前	金森	木曾山崎	忠生	堺	
		6階		4階 こどものひろば			町田市民文学館 ことばらんど 2階 大会議室	その他	おはなしの へや						
		ホール	中集会室	おはなしの へや	ちしきの コーナー	たから じま									
22 (金)	午前	オープニング 「春だよ～！ この指とまれ！」 おはなし会 & 草花遊び 10:30～12:30 実行委員会 & 野津田・雑木林の会	パネルシアター 13:00～ ことばさがし ゲーム 10:30～16:00	乳幼児向け おはなし会 10:30～ 11:00～ 同内容2回				大人の ための レファ レンス 講座 10:30～	たのしい おはなし会 10:30～ 11:00～ さるびあ図書館 おはなし ボランティア	乳幼児向け おはなし会 11:00～	学生作品展 「おはなしの 世界を 冒険しよう！」 10:00～16:30	大人のための おはなしを 楽しむ春の会 10:30～	乳幼児向け おはなし会 11:00～	おはなし会 小さい子向け (2・3歳児) 11:00～ うさこちゃん の会	乳幼児向け おはなし会 11:00～ 堺図書館 ボランティア
	午後	映画会 (子ども向け) 「ぼくは王さま」他 14:00～(55分)	和光大学 子ども教育専修 保育コース 初等教育課程		ワークショップ 「点字で名前を つけてみよう」 他 15:00～16:00			えほん フロア	ブックトーク (園児～ 小学生) 15:30～	子どもとおとなで おはなし会 15:30～ 鶴川地域図書館 ボランティア	鶴川女子 短期大学	ブックトーク 小学校 低学年向け 15:00～16:00	かんたん工作 15:00～	大人も楽しめる 紙芝居 15:00～	おはなし会 15:30～ 堺図書館 ボランティア
23 (土)	午前	演劇ワークショップ 「ものがたりの中に 入っちゃおう」 (5歳～小学生) 10:30～12:00 ピッピのくつした	展示と おはなし 「読書会の たのしみ」 10:30～16:30 まちだ史考会					乳幼児向け おはなし会 10:30～ 乳幼児 ボランティア			中高生読み 聞かせ隊が行う おはなし会 ～春のまき～ 11:00～		子どもも たのしめる 大人のための おはなし会 10:30～		
	午後	上映と対談 「ふるさとの物語」 講師:今井友樹 14:00～16:00 町田の図書館活動を すすめる会		おはなし会 (2・3歳～) 13:00～13:40 おはなし はずの実	ワークショップ 「紙のおさらで 大変身！」 13:40～16:00 町田の学校 図書館を 考える会			たのしい おはなし会 13:30～ さるびあ図書館 おはなし ボランティア	大人のための おはなし会 15:30～	おはなし会 未就学児・ 小学生対象 15:00～16:00 柿の木文庫		小さい子向け おはなし会 14:00～ 大きい子向け おはなし会 15:00～			
24 (日)	午前	おはなし会 「世界の言葉を 楽しもう」 10:30～12:00 NPO法人 まちだ語り手の会	村名関係の 展示 おはなし 「なまえと地名」 小中学生向け 11:00～12:00	ちいさい子向け おはなし会 (2・3歳～) 11:00～ おはなし 如雨露				乳幼児向け おはなし会 10:30～ 乳幼児 ボランティア		2・3歳児向け おはなし会 11:00～ 金森図書館 ボランティア	乳幼児向け おはなし会 11:00～11:40 金森図書館 ボランティア	子ども向け 映画会 「くまのプーさん プーさんと虎」 11:00～(26分)	子ども向け 映画会 「だるまちゃん シリーズ」 11:00～(30分)		
	午後	ピズリオバトル 14:00～16:00 エンディング 実行委員会	調布玉川 絵図を見る」 「薬師池の びやくと 富士山噴火」 13:30～16:30 町田地方史 研究会						ブックトーク ①14:30～ 15:00 ②15:30～ 16:00 低学年向け 町田ブック トークの会	ブックトーク 15:30～	子ども向け おはなし会 「春を楽しむ おはなし会！」 15:00～15:40 金森図書館 ボランティア		おはなし会 & かんたん工作 15:00～15:30 (事前申込制)		

*イベントの詳細は、各館作成のチラシをご覧ください。

大日本タイポ組合展

「^{もっじ}文ッ字ーいつもの文字もちょッと違ッて見えるかもー」の開催について

- 1 主 催：町田市民文学館ことばらんど
- 2 開催場所：町田市民文学館ことばらんど2階展示室
- 3 開催期間：2019年4月20日（土）～6月30日（日）10～17時[62日間]
月曜日、第2木曜日は休館

4 入 場 料：無料

5 開催趣旨

文学館ではこれまで「ことばらんど」の名称に因み、文学だけでなく「文字」や「ことば」の魅力、面白さを知って貰うための事業を行って来ました。

2019年度春の展覧会では、高校生、大学生から20代の若年層の来館者を増やすために、文字の造形的魅力に迫る展覧会を開催します。

グラフィックデザイナーの秀親氏と塚田哲也氏による「大日本タイポ組合」は、旧来のタイポグラフィ(文字のデザイン)が持つ堅苦しいイメージをくつがえし、文字の面白さや可能性を追求し続けているユニットです。彼らの作品は、文字の歴史や形を尊重しながら、そのかたちを巧みにかえたり、パズルのように組み合わせたり、上から下から、右から左から読ませたり、掛詞のようにひとつの言葉がふたつの意味を持つことを巧みに利用したり、ダジャレを取り入れたり、思わず楽しく、笑顔になるような方法で、私たちに文字の面白さや奥深さを伝えてくれます。

「文ッ字ーいつもの文字もちょッと違ッて見えるかもー」と題して実施する本展は、「文字」と「文学」はその形が似ているといった、ちょっとした思い付きからスタートし、文字と文学のすき間をデザインで表現してみようとする試みです。

6 展示構成

イントロダクション：

ふだん見ている「文字」って何だ？

第1章：文字をデザインする

第2章：文字で遊ぼう

第3章：動かしたら同じ文字、違う文字？

第4章：文字の深堀り学

7 関連事業：オープニングイベント、講演会(1回)

記念対談(2回)、ワークショップ(2回)、展示解説(5回)

クイズ、ぬり絵、作字コンテスト、Twitterイベントなど



大日本タイポ組合展ポスター

大日本タイポ組合展

「文ッ字ーいつもの文字もちょっと違って見えるかもー」 展示資料の一例



知育玩具 (木製積木)

トイポグラフィ HORSE/(小島信夫「馬」)



ポスター

心/(夏目漱石「こゝろ」)



毛氈、文鎮、硯、筆を用いた作品

書ヲスツテヨ、マッチヘデヨウ/(寺山修司「書を捨て町へ出よう」)